

平成14年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	平成14年6月19日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年6月19日 午前10時00分
	延 会	平成14年6月19日 午後 5時10分

1 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 19名 欠席議員 1名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長
大 平 裕 一	高 橋 政 一

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	監査委員	今村實
助役	鈴木英世	教育長	富澤泰
収入役	君澤英二	教委管理課長	田辺正保
総務課長	斉藤健一	教委生涯 学習課長	柿崎修一
企画財政課長	黒田庄司		
税務課長	大野榮司	監査事務局長	阿野幸男
町民課長	古川福一	農委事務局長	松浦正之
保健福祉課長	大沼隆	教委体育 振興課長	澤向邦夫
環境政策課長	西野清		
農政課長	福田美樹夫	教委指導室長	大場和典
水産課長	小倉利一	水道課長	山崎国雄
商工観光課長	久保一將	病院事務長	大野繁嗣
管理課長	松澤武夫	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
建設課長	北村誠		
		デイサービス センター施設長	玉田勝幸

1 会議録署名議員

9番	木村正弘		
10番	室崎正之		

1 会期

6月19日から6月21日までの3日間（休会なし）

1 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1 議事の顛末  
別紙のとおり

議 長	<p>ただいまより平成14年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻10時00分</p>
議 長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番木村議員、10番室崎議員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。</p> <p>3番、田宮委員長。</p>
3 番	<p>議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>2点ございます。</p> <p>1点はお手元に配付の報告書を。それから2点目は口頭でご報告をいたしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>去る6月17日、議会運営委員会を開会いたしました。協議の内容は第2回定例会の議事運営についてであります。</p> <p>最初に報告についてであります。諸般報告、行政報告、例月出納検査報告がございます。</p> <p>2つ目は、各委員会から予定される案件であります。いずれも継続調査の申し出でございまして、総務、厚生文教、産業建設各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出がなされております。</p> <p>3つ目、は議会提出の案件についてであります。1つは推薦第1号 農業委員の推薦について、2つ目は発議案第1号 厚岸町議会議員の定数を定める条例の制定について、3つ目は発議案第2号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでありまして、審査方法は、いずれも本会議にての審査になります。</p> <p>4つ目は、町長提案の議案でございまして、報告2号から第5号まで4件、2つ目は議案第45号 人事案件であります。1件、議案第46号から50号まで一般議案5</p>

件、4つ目は議案第51号 条例制定が1件ございます。審査方法、上記11件についてはいずれも本会議において審査をいたすこととなります。5番目は議案第52号から55号各補正予算でございますが、これはいつものとおり各会計補正予算審査特別委員会を議長を除く18名の議員によって構成をし、この特別委員会に付託をし審査することとなります。

次に、大きな5番目として一般質問8名の議員から申し出がございます。

次に、会期の決定であります、6月19日から21日まで3日間とすることにいたしました。

最後に要望意見書であります、1つは「森林・林業政策の充実と雇用創出」に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書。2つ目がBSE対策に関する要望意見書。3つ目が地方交付税の大幅削減等に反対する要望意見書であります。

次に、第2点目として、去る5月22日議長から諮問を受けました。その諮問の内容は、さきの3月の第1回定例会において、当初予算の審査のあり方でありまして、通常よりも1日審議期間が延びた、こういうことで発言のあり方について諮問があったわけであります。

当委員会は5月22日にこの問題について協議をいたしました。本来議会は言論の府でありますから、議員の発言は自由闊達に大いになすべきものと考えております。しかしながら、おのずからルールもあるわけでありまして、このルールについてはそれぞれ会議規則に定められております。本会議は回数制限がございまして、3回ということになっております。さらに、委員会の発言については会議規則第67条に定められておりまして、委員会は議題について自由に質疑をし及び意見を述べることができる。ただし委員会において発言の方法を決めたときはこの限りではないというふうに定められているわけでありまして。

本会議においては議長、委員会においては委員長が会議規則に基づいて判断をし、不適切とあれば注意をしていただければよいと考えるわけでありまして、現在発言時間を制限する必要はないのではないかとというのが議会運営委員会の結論であります。

ただ、議員各位も会議規則の趣旨を十分把握されて、常識を持って発言をしていただきたいというふうに考えております。

以上で報告を終わります。

議 長 | 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議 長 | 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告にありましており本日から21日までの3日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から21日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

議 長 | 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、平成14年3月6日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承を願います。

なお、私は6月4日阿寒町で開かれた全国石炭町村議会議長会の臨時総会及び6月11日開催の全道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることとしておりますので、ご了承をいただきますとともに、後ほど閲覧をしご参考に供していただきたいと思えます。

以上、諸般の報告といたします。

議 長 | 日程第5、町長並びに教育長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思えます。

初めに、町長の行政報告を受けます。

町長。

町 長

おはようございます。

私からは2件について、行政報告をさせていただきます。

まず、矢臼別演習場における陸上自衛隊の砲撃訓練について、不明弾発生等に対する厚岸町の対応策についてであります。

矢臼別演習場における陸上自衛隊の通常の砲撃訓練については、実施に当たり事前の訓練実施通知を受け、厚岸町としてはプライベート、若松、糸魚沢地区住民及び教育委員会、議会に対しその内容を町長名でお知らせをしております。矢臼別演習場においては、新・多連装ロケットシステム射撃訓練は、平成8年から実施しておりますが、ロケット弾の不明は今回が初めてであります。

その内容であります。5月29日午前8時30分から開始した新・多連装ロケット弾（爆薬未装着）の1弾が午前10時40分異常飛翔し、着弾確認ができなくなり、厚岸町に緊急通報が午前11時25分に、部外通知の第1報を午前11時57分に連絡を受けましたが、同様の内容で午後報道発表されたところでありました。

また、事故発生捜索の内容が、第2報として同日午後9時17分に連絡を受けたことから、翌5月30日には午前9時30分に厚岸町としてプライベート自治会長に前日までの情報を伝えるとともに、厚岸側基地ゲートまで巡回を行ったところでありました。同日、午前10時57分、第3報において不明弾発見情報をもとに、午前11時30分その内容をプライベート自治会長に連絡を行い、午後3時31分、第4報において不明弾の最終確認情報を得たものであります。この間、午後1時50分、陸上自衛隊別海駐屯地司令が来庁し、厚岸町に対し事故状況説明と謝罪を受けた次第であります。私は事の重大さを感じ、事故現場の確認と、さらに詳しい説明を求めるため、5月31日午前10時、斉藤総務課長と矢臼別演習場に出向き、原因究明と再発防止及び十分な情報の提供を要請したところでありました。

また、矢臼別演習場では、事故発生後6月3日まで射撃訓練を中止しておりましたが、6月4日から始まった自走りゅう弾砲射撃訓練の実施により、夜間及び日中における射撃音の苦情が町民から寄せられたことから、矢臼別演習場別海駐屯地に再三にわたりその内容を伝えたとあります。

いずれにいたしましても、町民生活の安全対策及び酪農対策安定のために、隣接町村ともども十分連絡をとりながら、町民の心配や不安を払拭するよう、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

次に、厚岸町が発注する公共土木工事で、平成14年6月11日入札執行を予定していた土木関係工事3件、建築関係工事6件の計9件のうち、フッポウシ川砂防ダム建設工事（1期工事）について、北海道新聞社を通じて談合情報があり、町が行った対応について行政報告をさせていただきます。

まず、談合情報の経過であります。6月10日午後5時15分、北海道新聞厚岸支局長より、10日午後に北海道新聞釧路支社に匿名の電話で、6月11日入札予定している工事名フッポウシ川砂防ダム建設工事の落札予定業者が決まっているとの情報が寄せられているので、厚岸町としてどう対応するのか照会がありました。

町としては当日の入札執行がほかに8件の工事を予定しており、他の工事に対する情報はないのか、さらには匿名情報が落札予定業者名だけなのか確認したところ、フッポウシ川砂防ダム建設工事の指名入札参加業者の中で落札予定者として宮原・道東・協成経常建設共同企業体のみの情報であったことから、町としては入札執行までの日にちが合わないことと、談合の事実認否に時間が要することから、当該工事の入札を延期し、入札参加指名業者から事情を聞き取り、改めて入札を執行する旨、北海道新聞社に伝えるとともに、入札参加指名業者にも通知いたしました。

6月11日午前10時15分より北海道が制定した平成12年6月21日付局総第224号の談合情報対応手続を参照し、入札参加指名業者、共同企業体2社、単体6社すべての方々から個別に事情聴取を行い、本件工事に対する談合情報があったかどうかの事実確認をしたところ、そのような事実はないとのことであり、談合の事実は認められませんでした。

これらのことから、厚岸町建設工事入札心得第4条に規定するところの公正な入札の確保を図るための入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為を行ってはならないこととしており、本工事だけではなく、今後においても規定を遵守することの誓約書を提出させ、去る6月12日午前9時に当該工事の入札を執行し、今議会に議案47号として、工事請負契約の締結について提案しているところであります。

昨年より公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、町としても発注見通しの公表や施工体制の適正化等実施できるものから改善しているところであり、今後も公共工事の適正な執行を行うため、請負業者に対する指導に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りたくお願いを申し

上げます。

議 長

以上、行政報告とさせていただきます。

次に、教育長からの行政報告を受けます。

教育長。

教 育 長

おはようございます。

私の方からは、3点行政報告をいたしたいと思います。

まず、1点目でございますが、厚岸勤労者体育センターの修繕と譲渡の受け入れについてでございます。

国は、行政改革の一環として平成11年に雇用促進事業団法を廃止し、これにかわり新たに雇用・能力開発機構法を制定し、特殊法人「雇用・能力開発機構」が生まれました。雇用・能力開発機構はこの法律をもとに、雇用促進事業団が所有していた勤労者福祉施設を平成16年度末までに関係市町村等に有償譲渡または平成17年度末までに取り壊すとの方針を打ち出しました。この対象に厚岸勤労者体育センターが含まれていたため協議を取り進めた結果、町民のスポーツの振興、勤労者福祉の充実という観点から、本施設の譲渡を受け入れることとしましたが、本施設は築後24年を経過しており老朽化が著しいので、雇用・能力開発機構において一定程度の修繕を実施してもらった上で、譲渡を受け入れることといたしました。

これらの経過を踏まえ、昨年11月業務の委託を受けている北海道知事に、概算工事費 2,400万円を見込み、本施設の修繕要望書を提出いたしましたところ、このたび本年中に修繕工事を行う旨の内定を受けました。

ただ、雇用・能力開発機構の予算の関係上、工事内容及び工事費などは確定しておりませんが、早期着工に向けて関係機関と協議を推し進めてまいりたいと考えております。

なお、譲渡予定価格につきましては、工事終了後の不動産鑑定評価等により決定されますので、現在のところ未定であります。

また、譲渡時期につきましても未定であります。遅くとも15年度末までには譲渡を受ける方向で、各種手続を取り進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

続いて、厚静小学校のPTAにより毎年実施されております学校環境整備に伴う奉仕作業時に発生いたしました父母参加者の負傷事故につきましてご報告申し上げ



ます。

去る5月26日に厚静小学校においてPTAにより毎年恒例の奉仕活動が行われておりましたが、作業開始後間もない午前8時10分ごろ、グラウンドに設置された掲揚塔ポールのペンキ塗りを行うため、先端の滑車のロープを支えながらポールを横倒しにしようとしたところ、滑車をつないである先端部分が折れて落下し、ポールの根元で作業していた方の前頭部右側を直撃し負傷したものであります。事故後直ちに救急車により町立病院に搬送され、頭蓋骨骨折との診断でさらに釧路労災病院に転院搬送となり、2時間程度の手術が行われました。その後入院し治療を受けていたところですが、幸い後遺症も見られず良好な経過により、事故から19日目の6月13日に退院し、現在自宅で体力の回復に当たっておられます。

事故原因となりました木製のポールは直ちに撤去し、その後、鉄製のポールにかえてその設置を終えております。このたびの事故は滑車のロープで支えたポール先端部がもろくなっていたところに、ポールの根元をカケヤでたたいた衝撃が加わるなどの要因により発生したものでありますが、PTA関係者の善意から取り組まれている協力活動の作業中の事故であり、大変に残念な思いをいたしております。

このような事故の再発防止につきましては、各学校に改めて通知を行ったところではありますが、PTA等による学校環境整備の奉仕活動は、それぞれさまざまな形で行われておりますことから、その態様に応じた安全確保に十分配慮して作業に取り組まれるよう注意を促してまいりたいと存じます。

なお、本件の事故はPTAみずからが取り組まれた奉仕作業中における人為的な行為によって発生しており、また負傷された方はPTA施設部長として作業指導に当たられており、事故の起きた作業そのものに従事しておられました。このことから施設の瑕疵や管理が直接の原因とはなり得ず、損害賠償責任には及ばないものと判断しております。しかしながら、今回の事故で負傷された方には、入院、加療による治療費支出並びに休業による収入に影響が生じておりますことから、これらを勘案した相応の対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、学校保健会に関する調査結果をご報告申し上げます。

本年3月の町議会第1回定例会における予算委員会において、室崎議員からご指摘のありました厚岸町学校保健会にかかわる調査の結果についてご報告申し上げます。

す。

本件の調査は、指摘のあった学校保健会の活動実態及び補助金の執行状況について、関係保存文書並びに関係職員からの聴取によって行われたものでありますが、その結果、補助金が交付されていた平成11年度以前の学校保健会運営及び経理について大きな問題が生じていたことがわかりました。

なお、調査結果の内容につきまして、別紙資料として配付させていただいておりますので、その概要につきまして口頭で報告させていただきます。

調査の結果、学校保健会の書類上における決算は、各年度とも余剰金が生じず、補助金をすべて使い切った形となっておりますが、調査時において、公にされないまま教育委員会事務室の耐火金庫に学校保健会関係の現金と預金、総額14万 5,939円が保管されていたことが明らかになり、実際は多年度にわたって余剰金が生じていたことが確認されました。

さらに、この余剰金の中から後の年度において本来は目的に沿った予算科目から支出されるべき学校保健会活動以外のものの支払いが行われるという不適正な行為がなされていたことも判明いたしました。

この学校保健会は条例や規則によらない任意な団体であります。実質的な庶務や経理は教育委員会の職員が担当していたもので、これら一連の不適正な行為が所属した職員によって行われていたことは極めて遺憾であり、衷心より深くおわびを申し上げます。

かかる不適正な行為が行われてきた背景には、学校保健会の組織における役割分担及び責任があいまいとなり、活動が停滞気味であったにもかかわらず、漫然と予算計上がされ、その補助金の交付を受けるといった関係した職員の公金に対する意識の欠如が大きな要因となっており、その責任は極めて重いものがあります。これら行為は地方公務員法で定める公務員としての信用失墜行為に当たるものであり、その責任につきましては、この報告後速やかに関係する職員に対してのしかるべき措置をとる所存であります。

また、現在保管している総額14万 5,939円の残金につきましては、後ほど本年度の一般会計に返納する処理をとらせていただきたいと思いますと考えております。

なお、今後のあり方につきましては、報告書の中でも触れておりますが、これまでの学校保健会の再建は当面見合せ、これから全町的に展開される町民の健康づく

り施策を学校保健活動に浸透させる重要な時期であり、学校保健推進にかかわる関係機関との連絡調整や、協議研修などの実施につきましては、教育委員会が主体となって取り組んでまいりたいと存じております。

今回の事件につきましては、教育委員会全体にかかわる責任として真摯に受けとめ、今後このようなことが起こらないよう厳正なる公金管理と適正な事務事業の執行に努め、さらに職員の意識改革の徹底を図ってまいりたいと存じます。

最後に、改めて深くおわびを申し上げまして報告とさせていただきます。

議 長 これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をたずねる程度にとどめていただきます。

質問ございませんか。

11番。

1 1 番 1つ伺いたいたんですが、厚静小学校の事故について伺いたいたんですが、PTA活動等に対して、奉仕作業ということなんですけれども、この活動する中でも事故というのはいろんな場面でやっぱり想定されると思うんですが、厚静小学校のPTAはこういう活動をする上での安全保険みたいなものには加入していたのでしょうか、よろしくお願いします。

議 長 教育委員会管理課長。

教委管理 お答え申し上げます。

課 長 このPTAの奉仕活動には、ただいま質問ありましたPTAの保険制度があるわけですが、厚静小学校につきましては、この保険に入っておりまして、こちらの方の対象になって、いわゆる規約に定めている現金の支払いが行われることになっております。まだ、その手続等につきましては学校を通じ今後の手続になりますので、額等についての確定はいたしておりませんが、そういった加入は行われていたということでございます。

議 長 他にございませんか。

( な し )

議 長 なければ以上で行政報告を終わります。

議 長 日程第6、例月出納検査報告を議題といたします。

今般監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に  
供していただきたいと思ひます。

議 長 日程第7、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。  
本件については、来る7月19日をもって議会在推薦する学識経験を有する現職の  
委員が任期満了となりますので、本定例会で新たに推薦しようとするものでありま  
す。

お諮りいたします。

議会在推薦する農業委員の人数は、従来どおり3名でいかがかと存じますが、ご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議会在推薦する学識経験を有する農業委員の人数は3名といたします。  
次に、3名の委員の推薦方法についてをお諮りいたします。

9番、木村議員。

9 番 推薦については、議長に一任したいと思ひます。

議 長 ただいま議長一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議長において選考することに決定いたします。

暫時休憩いたします。

休憩時刻10時33分

議 長 再開いたします。再開時刻10時36分

それでは、選考結果を申し上げます。

議会在推薦する学識経験を有する農業委員には、小澤準さん、安達由圃さん、谷  
口弘さん、以上3名を選考いたしました。

まず、本件の議事については、小澤議員は地方自治法第117条の規定により除斥  
されますので、退席を求めます。

(小澤議員退席)

議 長 初めに、小澤議員についてお諮りいたします。

小澤議員を推薦することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、小澤議員を農業委員に推薦することに決定いたしました。

次に、安達議員は地方自治法第 117条の規定により除斥されますので、退席を求めます。

議 長 (安達議員退席)

議 長 次に、安達議員についてお諮りいたします。

安達議員を推薦することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、安達議員を農業委員に推薦することに決定しました。

次に、谷口議員は地方自治法第 117条の規定により除斥されますので、退席を求めます。

議 長 (谷口議員退席)

議 長 次に、谷口議員についてお諮りいたします。

谷口議員を推薦することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、谷口議員を農業委員に推薦することに決定いたしました。

議 長

議 長 日程第 8、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 ただいま上程をいただきました報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告について、議案書 1 ページをお開き願いますが、その提案理由の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページでございます。

この案件でございますが、さきの 3 月議会の平成 13 年度の一般会計補正予算（5 回目）の中で既にご議決をいただきました繰越明許費につきまして、平成 14 年度へ繰り越しをいたしましたので、本文でございますが、地方自治法施行令第 146 条第

2項の規定により、平成13年度厚岸町繰越明許費繰越明計算書を調製をいたしまして、別紙のとおり本議会におきまして、報告をさせていただこうとするものでございます。

2ページをお開き願います。

裏のページでございますが、2ページ目でございますが、平成13年度厚岸町繰越明許費繰越計算書、一般会計分でございますが、全部で4事業ございます。記載のとおりいずれも5款の農林水産業費、1項の農業費、さらに農地費にすべて係るものでございまして、平成13年度に国が実施をいたしました補正予算の関連事業ということになりまして、事業名でございますが、道営公共牧場整備事業の町負担分、翌年度繰越額ですが、1つ飛びまして940万8,000円、その財源内訳でございますが、右にいきまして未収入特定財源といたしまして地方債を充てることになっておりますが940万円、公有牧野資金の借入れということになります。残り一般財源分8,000円でございますが、端数分ということで繰り越しになります。

さらに、道営の担い手育成草地整備改良事業、これにつきましても上と同じく北海道が事業主体のそれに対する厚岸町の負担分ということでございまして、これ翌年度繰越額になりますが1,469万円、未収入特定財源といたしましては1,469万円、全額は受益者負担分ということになります。

それから3行目になりますが、畜産基盤再編総合整備事業、片無去地区でございますが、これは事業主体が北海道農業開発公社というものでございまして、翌年度への繰越額が6,804万1,000円、その他未収入特定財源といたしまして6,804万1,000円、これも全額受益者負担分でございますが、町の一般財源の持ち出しはございません。

それから、それに伴います事務費の事業といたしまして、畜産基盤再編総合整備事業附帯事務費ということでございまして、翌年度繰越額が108万1,000円、未収入特定財源として北海道より2分の1の補助率で53万9,000円、残り一般財源として厚岸町持ち出し分2分の1、54万2,000円とさせていただこうとするものでございまして、起債はございませんがトータル合計といたしまして、翌年度繰越額が4本で9,322万円、国・道の財源として53万9,000円、地方債が940万円、その他として8,273万1,000円、そして一般財源といたしまして4本合わせまして55万円、55万円を平成14年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上、報告第2号の説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。  
ございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第9、報告第3号 厚岸町土地開発公社経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

助役。

助役 ただいま上程いただきました報告第3号 厚岸町土地開発公社の経営状況の報告について、その内容を説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、厚岸町土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出するものであります。この内容につきましては平成13年度の事業報告並びに決算と平成14年度の予算であります。別紙厚岸町土地開発公社経営状況説明書の1ページをお開きください。

まず平成13年度の厚岸町土地開発公社事業報告からご説明いたします。

総括事項でございますが、平成13年度における当公社の業務の運営は、土地の取得業務、処分業務ともにございませんでしたが、今後におきましても町の計画にあわせて土地先行取得などを行うとともに、町財政の厳しい状況の中、当公社業務の運営等にご理解をいただき、平成10年度までに取得した用地につきまして処分していきたいと考えており、業務の目的達成に努力いたす所存でございます。

次、2ページをお開きください。

理事会議決事項、3の役員に関する事項、職員に関する事項、ともに記載のとお

りでありますので、内容を省略させていただきます。

次に、借入金の状況でございますが、借入先、厚岸町、年度初めの残高1億 374万 2,690円、本年度借入金ゼロ、年度内返済額ゼロ、年度末残高1億 3,742万 690円、この額は全部厚岸町土地開発基金でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

役員の名簿についてでございますけれども、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次、4ページでございますが、平成13年度財務諸表の関係でございますけれども、損益計算書につきましても記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次、6ページの貸借対照表でございますが、これも内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次、8ページの財産目録でございますが、これも内容は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次、10ページの長期借入金、基本金明細書の関係でございますが、これも内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次、11ページをお開きください。監査報告でございますが、5月13日に監査をいただいた結果であります。

次に、12ページをお開きください。平成14年度の事業計画につきましては、現在のところ予定をいたしておりません。町の計画に合わせて対応することにいたしておりますので、平成14年度厚岸町土地開発公社予算の関係のみを説明いたします。厚岸町土地開発公社定款第16条第1項の規定に基づき、平成14年度厚岸町土地開発公社予算を次のように定めるものであります。

第2条の収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ 613万 9,000円と定める内容であります。これにつきましては次の13ページをお開きください。

収入でございますが、1款の事業外収益、これは受取利息 1,000円、雑収入 3,000 円の計 4,000円であります。2款の繰越金 613万 5,000円ありますが、これは13年度の繰越金でございますして 613万 5,000円であります。収入の合計といたしまして 613万 9,000円あります。

次、14ページの支出でございますが、1款販売費及び一般管理費25万 7,000円、



この内訳でございますけれども、人件費が8万8,000円、経費として16万9,000円  
であります。この内容は次の15ページの記載のとおりであります。2款の予備費で  
ありますけれども588万2,000円でございます。合わせますと支出合計として613  
万9,000円であります。

次に、16ページの平成14年度厚岸町土地開発公社資金計画でございますが、これ  
も内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上が、厚岸町土地開発公社の経営状況の内容でございます。大変雑駁な説明で  
ございますが、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

議 長 日程第10、報告第4号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提  
出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉  
課 長 ただいま上程をいただきました報告第4号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会  
経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

この経営状況報告書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により本議会に報  
告するものでございます。議案書とは別とじてお配りをしております。報告書の第  
1ページをお開き願いたいと存じます。

平成13年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会事業報告書でございます。内容に  
つきましては、記載のとおりでございますが、要点をご説明申し上げます。

訪問介護事業所及び居宅介護支援事業は、それぞれの機能を拡充するため、ヘル  
パー職員の増員を図る一方、介護支援専門員も2名体制でサービスの提供に努めて  
おります。厚岸町から受託をしております外出支援サービス事業、介護予防事業  
「生き生きサロン」、ハートコール事業は、それぞれ利用者の利便性を常に考え、  
外出支援サービス事業では前年を上回る実績となり、運行日数、利用者数も飛躍的

な数値を示しております。

また、ハートコール事業では、利用者に対して延べ 1,672コール、ボランティア協力者は延べ49名を数え、介護予防事業の「生き生きサロン」は、利用者延べ89名とボランティア協力者は延べ50名によって運営されております。

ふれあい会食会は毎月1回実施をし、延べ 320名の利用と延べ86名のボランティアから協力を得られたほか、課外授業を望む床潭小学校の要望を受け入れ、5年生38名と交流が図られております。

ホームヘルパー2級課程養成研修は、前年からの継続事業として36日間の研修期間中15名が受講しておりますが、今後地域福祉を支える新たな人材として期待できるものでございます。

たすけあいチームは11地区で推進され、平成14年2月に開催の実践地区関係者との懇談会では、事業推進に対する費用の支援体制強化という意見もあり、その財源確保とともに、さらなる実践地区拡大を図りつつ、早急に検討すべき課題であるとされております。

以上が、事業経過報告書でございます。

次に、2ページから5ページにつきましては、平成13年度の事業報告でありまして、実施日、事業名、場所、内容などが記載されておりますが、個々の内容の説明につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、6ページ、平成13年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会歳入歳出決算書でございます。

決算の内容は、記載のとおりでございますけれども、社会福祉事業法の改正を受けまして、社会福祉協議会の定款改正が行われ、会計の区分を行っていた低所得者資金貸付事業、指定訪問介護事業所、ボランティアセンター事業、福祉相談所事業については、平成13年度から社会福祉協議会本体の会計の中に組み入れて計画、予算管理の方法をとってございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

6ページの決算書でございますが、町補助金関係では3款補助金及び助成金でありまして、1項町補助金、予算現額 3,351万 1,000円に対しまして、決算額は同額となっております。町補助金の内訳は、社協運営費補助金、福祉事業費補助金などでございます。

次に、町関係で4款委託金、予算現額 2,403万 9,000円に対しまして、決算額

2,415万1,566円で、予算に比較しまして11万2,566円の増でございます。内訳といたしましては、福祉バス運行委託としての老人福祉委託金、移送サービス事業委託金、ホームヘルプ事業委託金、在宅ケアセンター事業委託金、ハートコール事業委託金、生き生きサロン受託事業委託金でありまして、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと存じます。

町関係で8款福祉センター運営費でありまして、1項補助金及び助成金1目町補助金予算現額1,464万5,000円に対しまして、決算額も同額となっております。これは福祉センターの収支不足を補填するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

一番下の欄でございますが、歳入合計でございます。予算現額1億4,641万9,000円に対しまして、決算額が1億4,775万119円でございます。予算に対しまして133万1,119円の歳入増でございます。

次に、9ページから14ページにつきましては、歳出の決算内訳でございますが、記載のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

なお、14ページの一番下の欄でございます。歳出合計予算現額1億4,641万9,000円に対しまして、決算額1億4,326万6,222円で、差し引き315万2,778円ということになります。

欄外の数値でございますが、歳入合計決算額が1億4,775万119円に対しまして、歳出合計決算額が1億4,326万6,222円でありますので、差引残金448万3,897円が当期の繰越金となるものでございます。

次に、15ページをお開き願います。

平成14年3月31日現在の貸借対照表でございます。借方の資産合計7億6,910万9,946円、貸方につきましては負債合計が4,029万7,291円、純財産合計7億2,881万2,655円でありまして、負債、純財産合わせまして7億6,910万9,946円となり、先ほどの当期繰越金448万3,897円が純財産に含まれてございます。

次に16ページ、平成14年3月31日現在の財産目録でございますが、内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、17ページをお開き願います。

平成13年度指定居宅介護支援事業所事業経過報告書でございます。業務の拡充を

図るべく介護専門員を年度途中から2名体制とし、公共性を重視しながら利用者が必要とする介護サービスや社会資源を公平に利用できるよう業務に当たっております。下段の表につきましては介護度別、月別の利用の状況でございます。

次に、18ページから19ページが平成13年度指定居宅介護支援事業所特別会計歳入歳出決算書でございます。19ページをお開き願います。

欄外の数値でございますが、歳入合計決算額 1,140万 2,370円に対しまして、歳出合計決算額 1,100万 2,649円となり、差引残金39万 9,722円となっており、翌年度にこの金額が繰り越されるものでございます。

20ページをお開き願います。

平成14年3月31日現在の指定居宅介護支援事業所特別会計の貸借対照表でございます。借方の資産合計 262万 3,837円、貸方につきましては負債合計が 222万 4,116円、純財産合計39万 9,721円でございます。合わせまして 262万 3,837円となるものでございます。

次に21ページ、平成14年3月31日現在の財産目録でございますが、内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

次に、22ページでございます。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成14年5月15日に業務執行及び各会計処理につきまして監査を受けてございます。

次に、23ページをお開き願います。

平成14年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会事業計画書でございます。

大きく分けまして活動方針と事業目標といたしまして、4つの項目が掲げられております。1といたしまして、実効性のある福祉サービスの提供と経営基盤の整備、2といたしまして、高齢者やハンディを持つ人にやさしい地域サロンづくりの提唱と支援、3といたしまして、ボランティアの発掘と実践活動の提供、4といたしまして、社会福祉事業のPRと情報提供ということになっております。

24ページから26ページに事業実施項目といたしまして、32の項目にわたり具体的内容が記載されております。説明を省略させていただきたいと存じます。

次に、27ページをお開き願います。平成14年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会歳入歳出予算書でございます。28ページの一番下でございますけれども、歳入合計予算額 1億 3,594万 8,000円に対しまして、前年度当初の予算額 1億 2,736万

3,000円と比較いたしまして、858万5,000円の増となっております。主な増の内容でございますが、介護保険収入と退職共済預り金収入によるものでございます。

次に、29ページから34ページにつきましては、歳出の予算内訳でございます。内容は省略をさせていただきたいと思いますが、歳入歳出ともに1億3,594万8,000円ということでございます。

次に、35ページをお開き願います。平成14年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所事業計画でございます。介護保険の事業所として指定を受けまして、社会福祉協議会が指定居宅介護支援事業所として、訪問調査、介護計画書の作成を行うケアマネジャーによる事業の展開を図るものでございます。内容は記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、38ページから40ページまでが、平成14年度の歳入歳出予算書でございます。歳入歳出それぞれ1,664万3,000円の計上でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略をさせていただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報告第4号につきましてご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。  
ございませんか。  
(なし)

議長 なければ質疑を終わります。  
これをもって報告済みといたします。

議長 日程第11、報告第5号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長 ただいま上程いただきました報告第5号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について内容を説明申し上げます。

この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

説明は別冊で配付をさせていただきました報告第5号 株式会社厚岸味覚ターミ

ナル経営状況説明書により説明をさせていただきます。別冊説明書でございますが、1 ページをお開きいただきたいと思います。

1 ページ、営業報告書についてでございますが、営業期間は平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第9期1年間の内容でございます。

次のページをお開き願います。

総括事項でございますが、読み上げ、報告させていただきます。

昨年度は、依然として景気が停滞し、経済情勢は一段と厳しさを加え、地域経済においても観光関連産業をはじめ大きな影響を受けました。また昨年9月に発生した米国での同時爆破テロにより旅行動向が変化し、海外旅行から国内旅行へと指向が移ってはきたものの、当施設への入り込みはいまひとつであり、対前年比86.9%、2万3,334名の減少という状況でありました。

このような中、売り上げ減少や冬季補填のカットがなされたにもかかわらず、単年度黒字決算を迎えることができました。また最大7,400万円ほどまで膨らんだ累積欠損金もすべて解消することができ、本当の意味での黒字決算を迎えることができました。

特に今期におきましては、コンキリエのメイン施設であるバーベキューコーナーに生けずを設け、利用するお客様により鮮度のよいカキを提供するべく改装を施し、以前より評判もよくなったように思います。また社員に対しましては社内の活性化を目的に、全部署の人事異動を行い、どの部署においても勤まる社員の育成を図るとともに、サービスの向上を目指すため、大幅な異動を行いました。

年間売り上げ維持にも、厳しい経済情勢にはありますが、社員一同知恵を絞って汗をかき、当社のさらなる安定に向け努力していきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご支援、ご指導をお願い申し上げます。

以下、記載事項の説明をさせていただきます。

総務事項についてですが、1の株主総会は、定時株主総会が平成13年5月28日に開催されております。臨時株主総会は平成13年8月3日に開催され、取締役2名辞任に伴う選任を承認しています。

2の取締役会は記載のとおり3回開催されています。

3の株式事項ですが、発行済み株式総数1,300株、当期末株主数70名でございます。

3ページ、4の役員は取締役10名、監査役2名の12名でございます。

5の従業員は、正社員13名、臨時社員1名、その他必要に応じてパート雇用数名でございます。

6の旅行者との契約及び取引状況は、記載のとおり59社でございます。

次のページ4ページをお開きください。

4ページは13年度の月別入館者集計表でございます。年度内の合計は一般入館者14万7,555人、旅行会社関係入館者6,643人の合計15万4,198人の利用でございます。

次に5ページ、決算報告でございます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。

6ページ、貸借対照表でございます。資産の部は流動資産が6,958万1,844円、内訳は記載のとおりでございます。固定資産が1,467万3,470円、内訳は記載のとおりでございます。繰延資産ゼロでありまして、資産の合計が8,425万5,314円でございます。負債の部でございますが、流動負債が1,510万4,926円、内訳記載のとおりでございます。固定負債が127万5,000円でございます。これは長期借入金でございます。負債の合計は1,637万9,926円でございます。その下、資本の部ですが、資本金6,500万円、剰余金は当期末処理利益の287万5,388円ございまして、資本合計は6,787万5,388円、負債・資本の合計につきましては、1番下の欄8,425万5,314円でございます。

次の7ページでございますが、損益計算書でございます。

売上高は2億6,920万3,201円、委託料収入1,448万7,059円で、合計2億8,369万260円でございます。売上原価でございますか、合計で1億5,621万685円、棚卸し高が1,700万119円で、差し引き合計は1億3,921万566円、売上総利益は1億4,447万9,694円でございます。販売費及び一般管理費でございますが、1億3,805万31円ございまして、営業利益は642万9,663円となります。営業外収益ですが合計で143万7,889円でございます。営業外費用、記載のとおりでありまして、結果、経常利益及び税引き前の当期利益は782万5,420円ございまして、法人税等の285万6,600円を差し引きました当期利益は496万8,820円でございます。前期繰越損失209万3,432円ございましたので、当期末処理利益は差し引き287万5,388円となりました。

8ページでございますが、販売費及び一般管理費の内訳であります。記載のとおりでありますので、内容の説明を省略させていただきたいと存じます。

次、9ページでございます。利益処理の関係であります。当期未処分利益の額を次期繰越利益とする内容でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

10ページは、部門別の収支の状況について記載をしておりますが、細部の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

11ページから第10期の営業活動計画でございます。内容について12ページから説明をさせていただきます。

12ページ、平成14年度営業活動計画の営業の概要について、ここも読み上げさせていただきます。

経済情勢の先行きがいまだ見えない中、観光関連産業に期待を持たれ、北海道においてはアウトドアに関心が高まっており、各種アウトドアガイドの資格制度の導入も始まりました。

このような中、当社としてもさらに体験観光に力を入れるため、カヌーガイド資格を取得すべく2名を資格取得に向け受験させています。

また、昨年度累積欠損金がやっと解消されたものの、営業9年目を迎え、営業機器が傷みだし、営繕費等の経費増も予想される中、収支バランスの見直し、さらなる経営の安定に向け努力していきたいと思っております。

社員の体制におきましても、昨年3月に人事異動を行い、社員活性化を促すべく、サービス・質の向上に努めてまいります。

地場産業が停滞気味な昨今、観光産業としての役割を果たすべく、町民に愛される施設であり、強いては厚岸町に観光客を呼び込むための施設であり続けるため、社員一丸となって営業努力を行いますので、皆様方のますますのご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、部門別営業対策につきましては、1の展示販売コーナーから次ページ4のレストランまで記載しておりますが、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

14ページからは収支予算書についてでございます。

15ページから説明をさせていただきますが、15ページ、平成14年度部門別収支予算書でございます。売上高、合計の欄で申し上げますが、売上高は2億7,107万



円、これに委託料 1,392万円を加えました純売上高は2億 8,499万円としている内容でございます。一番下の欄でございますが、これも合計の欄ですが、利益 597万 5,500 円を見込んだ内容でございます。部門別の利益並びに各項目別内訳につきましては記載のとおりでございます、説明を省略させていただきます。

以上、経営状況の説明をさせていただきました。

大変、雑駁な説明になりましたが、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

15番、菊池議員。

15番 ただいま報告をなされたわけでございますけれども、最大 7,400万円ほどまで膨らんでいた累積欠損額というものをすべて解消することができたということで、非常に社員の努力は認められます。いろいろと平成6年からスタートいたしましたこの事業も軌道に乗り始めたということは非常に喜ばしいことだと思います。

7ページの損益計算書、ちょっと教えていただきたいんですが、売上高、委託料収入とありますけれども、委託料収入の内訳を教えていただきたいと思います。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 お答えをさせていただきます。

7ページの委託料収入合計で 1,448万 7,059円でございます。内訳はコンキリエの運営委託分が 1,288万 9,524円、それから観光総合案内所が 154万 7,535円、この2本の委託事業でございます、合計記載の額になっております。

議 長 他にございませんか。

( な し )

議 長 なければ質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

議 長 日程12に入る前に、町長の行政報告に誤りがあったので訂正したいとの申し出がありますので、これを許します。

町長。

町 長 ただいまの先ほどの行政報告の中での矢白別関係であります、5月31日と言いましたけれども、6月1日でございますので、訂正をさせていただきたいと存じます。

議 長

日程第12、これより一般質問を行います。

質問は、通告順に行っていただきます。

初めに、4番佐藤議員の一般質問を行います。

4、番佐藤議員。

4 番

私は、このたびの第2回定例会の開催に当たりまして、さきにご通告を申し上げておりました2点5項目につきまして、町長並びに担当者のお考えをお伺い申し上げます。

私は、前回の定例会での一般質問の際、冒頭現在は戦国時代と幕末維新がダブって訪れていると、そう申し上げました。つまり 270年ほど続いた徳川幕藩体制を維持するため、体制に迎合する人間ばかりとなり、健全な競争が失われ、加えて社会に活力がなくなり、息苦しい閉塞したそういう社会状況となったのであります。

そうした社会のあり方が、時のリーダーによって変革をされたのであります。今まさに構造改革が叫ばれております。現状を変えることにより、新しい社会が当然確立がされます。言葉を変えますと、私たち一人一人が勇気を持って生き抜く時代が到来したとも言えるのかと思います。個人も社会も自治体も生き残りをかけたまさに命がけの真剣勝負が始まっていると考えるのであります。町長の言う行財政改革も最後は勇気があるか、あるいはないか、この一点に行き着くのであります。

トップに座る人間がどういう人間かということによって、組織の意識は大きく左右されます。行政は現実の問題を扱う人間集団であります。その運用は当然実用的でなければならないと考えます。すぐやらなければならないもので、すぐやり得るものはすぐにやります、これが行政の原点だと思えます。できない理由を並べるのではなく、できることから走り出そうではありませんか。各般にわたる町政運営に対し、町長の強いリーダーシップに大きく期待をするものであります。

雇用対策についての質問に入りたいと思います。

今さら私が申し上げるまでもなく、現下の社会経済情勢は厳しさを乗り越え、極めて険しい状況と考えます。昨年発足をした国民期待の内閣は、構造改革なくして景気回復なしと言いつけておりますが、一向に先の見えない改革論議の中で、企業は生き残りをかけ、待ったなし、あるいはなりふり構わずいわゆるリストラを行っておりますことはご承知のとおりであります。

平成13年度、第4・四半期における道内の完全失業率は過去最悪の7.2%を超えました。雇用状況を把握する上での有効求人倍率ではありますが、1人の求職者に対し、求人割合を示したものでありますが、釧路管内においては、昨年6月以降本年3月まで、すべての月で前年同月比10カ月連続下回っております。年度別の有効求人倍率だけを申し上げますと、管内で昭和54年当時と同水準ということになりますし、平成元年から同3年までは職業の選択は無理にしても、ほぼ1求職者、1求人の倍率、約1.0倍と比べますと、本年3月末での有効求人倍率は0.36倍、相当深刻な状況と言わざるを得ないのであります。

先般の第1回定例会において、音喜多議員の雇用促進と失業対策の質問に対する答弁で、雇用に対する実態把握もなく、他力本願のように雇用や失業の実態が集まるシステムになっていないと答えており、全く前向きに取り組む姿勢が感じられませんでした。また、これまでとられてきた対応も、職業安定所から定期的にファックスで送られてくる求人情報を役場ほか2カ所の施設、カウンターに置いただけのものであり、今後も職業安定所や労働基準監督署に依存するかの内容であります。

厚岸町でも土木、建設業を中心として、突然の解雇通告を受け、年齢的には中高齢者に多く、人生仕上げの年代の方が例年にも増してリストラされ、一部では労働基準法に定める解雇予告手当の支給のないまま解雇されるなど風聞をいたしておりますし、実際にお話をお聞きもいたしております。加えて、法人企業でありながら、強制加入が義務づけられている社会保険から被保険者の資格を喪失させ、事業主負担の経費を削減するなど、その労働環境は悪化をいたしております。

そのようなことを考え合わせると、前回定例会で音喜多議員にお答えになった程度の雇用に対する対策と認識では、残念ながら全く無策と言わざるを得ないのであります。改めて現在の雇用環境に対する町長のご認識と今後の対応をお伺いするものであります。

質問の2点目であります。先ほどの雇用対策をする上についても、現状の当町の雇用実態がどのようになっているのか、あるいはまた昨年度と今年度を比較して、従業員や労働者の採用形態や委嘱実態がどうであったのか、働く意思や能力はあるのか等々を把握しなければ、今後の雇用対策をどのように進めていくのか方向性すら見い出せないと考えます。

釧路市は、先般2001年度の労働基本調査の結果をまとめ発表いたしました。その

中で雇用実態を見ると、35年間で初めて就労者に占める正社員率が70%を切り、68.7%と報道されておりました。反面、パート労働者は対前年比 1.6%の増加の1.3%となり、また臨時季節労働者も7%増の10.0%となりました。このことはまさに不況による雇用情勢の厳しさ色濃く反映したものであり、賃金や福利厚生面で事業主側の負担の少ないパートや臨時、あるいは季節労働者へ雇用の形態の移行傾向が顕著との結果であると思われま

つまり、労働実態について調査をしなければどのような施策を展開し、雇用機会を確保し、さらには有効な手だてが立てられないと思うのであります。

したがいまして、雇用労働環境の改善及び各種施策の前提となる労働基本調査等を行い、早急に実態を把握する必要があると考えますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思

次に、臨時職員の採用についての質問であります。

厚岸町においては、各課の事務事業量に応じ、正職員以外に定数外職員として臨時職員を採用しておりますが、先般の定例会において、今春の高卒者の臨時職員の採用については、事前に総務課に登録し、各課の事務量等を勘案しながら必要の都度予算の範囲内において採用したいとの配慮が示されました。私は先ほどまでの質問でお話を申し上げました雇用情勢にかんがみ、新卒者の雇用も当然大切なことであり、その配慮についても当然と考えます。しかし年度の途中において職を失う方々については、事前登録もできないわけでありま

したがいまして、厚岸町民憲章にうたう健康でよく働く意思にもかかわらず、企業者側の都合で退職を余儀なくされた場合、当然のことながら業務内容と適性によることはもちろんであります

次に、雇用対策の4点目であります。このことは当然厚岸町に限らないわけでありま

また、補助対象以外に、雇用に対する認識を踏まえ、それぞれ各課で検討中のものや、雇用創出につながる具体的事業や施策があるのか、この機会にあわせてお伺いをするものであります。

以上が、雇用対策についての質問であります。

次に、創業支援対策についてお伺いを申し上げたいと思います。

昨今の厳しい経済競争社会において、企業の廃業が新規開業を上回り、そのことも一つの要因となり、雇用機会を狭めている原因ともなっております。当町においてもその傾向が顕著であります。過去の高度経済成長にあわせて消費は美徳の言葉に代表されるように、業種を問わず新規開業が多かった時代に比べ、現在は小売業では店舗の大型化や業態変換あるいは人口の減少、道路交通網の整備等により、購買力の流失に歯どめがかからず、中小小売店は減少をいたしております。

また、土木建設業においては、公共事業に依存する割合が高いことから、国の財政改革や構造改革のもとに、公共事業費が削減傾向にあり、人口や工業生産額等全国の5%経済といわれる北海道にあって、建設業は産業全体の10%を占めるため、競争の激化と発注単価の下落等により、これまた厳しい状況に直面いたしております。

水産製造業においても、漁獲高の減少により、外国からの輸入量が道内生産を上回り、欧米型の食生活が習慣化し、消費者の魚離れを加速させ、低価格競争と産地間競争に拍車をかけております。

先ほど申し上げました雇用対策を進めるについても、長期的には就業希望者の受け皿となる、企業がいかに多くあるかが重要となります。企業が存在することにより、雇用の機会が確保され、少しでも人口の流失に歯どめがかかり、そこで働く人に所得が生じ、加えて企業利益が発生し、結果として税が納められ、その納められた税を財源として活用し、行政はさらにまちづくりに投資するという費用対効果の高循環が生まれてくるのではないのでしょうか。私は、まちづくりの基本の一つは産業の振興と考えております。産業の振興なくしてまちづくりは考えられないのであります。

そこで、すべてにおいて厳しい時代に本気になって業を起こす者に対する積極的かつ効果的な厚岸町独自の支援策が必要であると考えております。せっかくの起業家精神がありながら、開業資金や場所の確保等のめどが立たず断念することのない

よう、限られた予算で時代ニーズに的確に対応する展開が今必要と重ねて考える次第であります。

1つは地域の活性化への貢献や、あるいは新たな雇用が見込まれる、さらには地場産品を利活用する、または空き地や空き店舗等の有効利用が図られ、さらにはその事業の実現性や採算性が見込まれる業を起こそうとする者に対し、創業を支援するため補助制度等を含めた支援策についての検討のお考えについてお伺いをするものであります。

以上、質問とさせていただきます。

議 長 町長。

町 長 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今日の厳しい時代におけるリーダーのあり方についてのご指摘がございました。私も同様に考えております。私自体も町長として、強いリーダーシップを発揮しながら町民の期待にこたえてまいりたい、決意も新たにさせていただいております。

4項目にわたっての雇用対策についてのご質問をいただきました。

最初の社会経済情勢を反映した現在の厳しい雇用、労働環境に対する認識と今後の対応について伺いたいという内容でございました。佐藤議員おっしゃっておりますとおり、長期にわたる経済不況が及ぼした雇用環境は、新しい雇用を見送ったり、縮小する企業がふえ続け、さらにはリストラによる失業者をふやし続けておりますが、そのことが新規学卒者の雇用環境に直接影響し、地元の高校2校の就職希望者の状況も平成9年度卒業生までは就職率が100%に近かったわけではありますが、以降厳しい雇用情勢を受け、平成13年度卒業生では就職希望者74名のうち、現時点でも6名が就職できない状況でございます。

昨年は釧路市内の大型スーパーの閉店が相次ぎ、今年もダイエー釧路店が間もなく閉店することが決まっております。幸いに厚岸町からは通勤する従業員はいらっしゃらないわけでございますが、雇用の場が消えていくことは、雇用機会への入り口が狭まることにつながってまいりますことから、厳しさに拍車をかけてくるわけでございます。

また、小泉内閣が誕生してから1年になりますが、国が進めております行財政改革は、これまで公共投資事業に大きく依存してまいりました北海道の建設業、自主

財源に乏しい自治体における財政運営などに大きな波紋を投げかけたのは、ご承知のとおりであります。この結果、町内の土木、建設関連企業において、公共事業等の受注量が激減し、中高年齢者を中心に、従業員の整理が行われてきたこともお聞きしているところであり、こうした状況を踏まえて現在の雇用労働環境に対する私の認識は、非常に厳しい状況にあるととらえており、この厳しさは国内経済の回復に大きく依存することから、今後もしばらくは続くものと考えておまして、厚岸町だけの問題ではないとはいえ、深刻な事態であると受けとめております。

解雇予告手当金の支給は、労働基準法第20条の規定に基づき、使用者の義務が定められているところから、佐藤議員がおっしゃる法が遵守されていない事実があるとすれば遺憾なことであります。雇用の問題の相談窓口にはこうした相談が来ていないという状況もありますが、相談においでいただけることとするならば、労働基準監督署への申し立ても含め、支援対応をさせていただきたいと考えております。

次に、雇用労働環境の改善及び施策を実施するための基礎となる労働基本調査等を行い、現状を把握する必要があるのではないかとのご意見でございますが、ご提言の中で引用されております平成13年度の釧路市の労働基本調査報告につきまして、拝見をさせていただきましたが、調査内容は従業員5人以上の飲食店を除く民営事業所を対象に実施されているものでありまして、無作為抽出700事業所を対象に調査書を送付し、郵送で返送してもらうというものでありました。回答をいただいた358事業所の調査データをまとめ分析をし、事業所や市民の皆さんに事業運営と労働条件等の改善に役立ててほしいとの目的で公表されているものでありました。当町ではこうした調査を実施していないことから、さらにはご質問の中で厳しく指摘をいただいておりますが、公共職業安定所における厚岸町該当者の各種数字が出るシステムになっていないこともあわせて、統計的に分析をしたものを活用した雇用施策がないということも現実の課題の一つではあると思います。釧路市の調査を参考にさせていただきながら、さらには厚岸版として付加してやれる可能性がないかどうか研究をさせていただきたいと思っております。

この雇用の問題については、私が町長が就任させていただいた当初から、さまざまな立場の方から、さまざまな機会に提言をいただいている問題でもございます。それも若者が働く場をふやしてほしいという訴えを非常に強く感じているところであります。

そこで、従来型の労働福祉雇用問題の相談支援体制はそれとして、雇用を生み出す施策の推進が必要だとの判断で、この課題を町政の重要課題の一つとして取り組んでいく体制の整備を現在検討中の組織機構見直しの中に盛り込むように指示しているところでもございます。検討スタッフも雇用推進施策の目標、出口は何だというところで随分苦労していると聞いております。労働基本調査で、労働条件の問題が浮き彫りになり、それが雇用拡大に直接結びつく施策を進める切り札になるのだろうか、企業誘致は雇用確保を数字であらわせる最善策と言えるが、今の社会経済情勢で労働力の少ない過疎地に進出してくる企業は夢物語ではないか等々の議論を経て、雇用推進の目標は既存の産業に雇用の拡大を見い出していくこと、新しい働く場を地元のエネルギー活用で起こしていくこと、いわゆる内発型の雇用推進を切り抜きにした組織の受け皿づくりが検討されているところであります。行政だけの力で雇用の場を創出する施設、施策をつくっていくことは、今の財政基盤では困難なことでありますし、今後においても改善される見通しはあり得ないと思います。しからは、行政、民間が知恵と力を寄せ集められるシステムづくりも必要になってくると思っておりますし、専門的分析や提言を釧路公立大学にも入っていただいた研究会なども視野に入れた町民各層参加の施策推進を研究していきたいと考えております。

次に、厚岸町が採用する臨時職員等に本人の意思にかかわらず、倒産、リストラ等により失職した者を優先的に採用する考えはないかとのご質問でございます。

町の臨時職員につきましては、一般事務職員は事前に総務課での名簿登録を行っていただき、登録制により逐次業務に必要なときに、予算の範囲内で6カ月以内の中で採用を行っておりますが、その他、現業職場については、業務の必要時において公募により募集を行い、臨時職員の採用を行っております。

今年度については、事業年度がスタートしており、3月中旬及び年度当初において公募を行い、一定の臨時職員を確保して業務を推進しているところでありますので、今後の採用に当たっては、欠員が生じた場合の補充採用に限られますが、この業務を処理するために必要となる適合性を判断しながら、3月定例会での佐齋議員の質問にもありました地域卒業者就職難の問題を含めて、配慮しなければならないことであると考えております。

なお、一般事務職員の名簿登録については、その都度希望者に対し、随時登録を



行っておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、当町でも緊急地域雇用創出特別交付金の事業申請の対象地域となるのかという質問でございます。なるとすればそれを活用し、雇用創出特別対策事業を検討すべきではないか、またそれ以外に各課で考えられる雇用創出のための施策はあるのかとのご質問でございますが、緊急地域雇用創出特別交付金事業は、厚岸町も対象地域になっておりまして、平成14年から16年度までの3カ年で2,020万円の事業予算を盛っております。平成14年度の事業では、小学校の障害児指導補助員配置事業として、教員資格を持っておられる方1名を雇用しておりますし、今回補正予算に計上させていただきましたが、10月以降には河川周辺の森林整備事業として町有林の植栽木の育成促進を図るための枝払い事業が、6名の新規雇用を目標に委託事業として実施される予定でございます。

この交付金事業は、100%補助事業でありまして、2つの事業の事業費は約690万円でございます。平成15年、16年度におきましても、この2つの事業を継続していく計画で進んでおります。3カ年分の雇用予定人員は42名、このうち新規雇用は33名の予定でございます。この交付金事業は昨年12月に事業要綱が示され、要望事業の取りまとめが進められてきたわけですが、事業費に占める人件比率は80%以上、雇用する人も80%以上が失業者である新規雇用者であるという条件が付されてきたことから、教育委員会の事業のように、町が直接実施できる特別に認められた事業は別として、委託事業として発注できる事業メニューを組み立てにくいという事情が背景にあり、この2本の事業を3年間継続して実施するという計画になったものでございます。

各課で考えられる雇用創出のための施策については、これまでも役場の事務事業の見直しを通して、除雪や施設管理の委託等を積極的に取り組んできたところでありますし、今後においても財政事情が厳しいことも背景に、事務事業の効率化を基本に据えながら、委託可能な事業の民間委託を検討していく必要があると認識しているところでございます。

こうした委託事業は、受託する民間企業等の雇用安定対策の一つになってまいります。委託事業を受託することによって、受託企業等の雇用が目に見えて1人、2人とふえるかどうかは疑問のところでもあります。そういう意味で佐藤議員のおっしゃる役場の各課で想定できる雇用創出の事業に、期待がかけられているものと思

いますが、福祉関連の新しい事業などの例のように、新しい事業で雇用が必要なものの以外に、雇用いわゆる人件費がふえていく施策事業は、現状では無理であるご理解いただきたいと存じます。

次に、2つ目のご質問であります、創業支援対策について新たに業を起こす者に対し、補助事業を含めた支援策とのご質問にお答えをいたします。

佐藤議員が言われた社会経済や産業の今日的状況について、分析をされている内容については、私も全く同じ認識でありますし、まちづくりの基本に、産業振興があるべきという意見も十分理解できます。我が町厚岸が水産、農業の第一次産業を基盤にした食糧基地としての地位を復活し、新しい産業や起業家による活力あるまちづくりは、私が町長選挙に立志した思いの原点であります。

提言内容は、起業家の創業支援として町独自の補助制度をとということでございますが、ここは率直に今日の町の財政事業を含め研究させていただきたいと思っております。厳しい財政事情ばかり申し上げますと、先は何もできないという暗い話になってまいります。それだけに厚岸町の行財政改革をしっかりと見据えて検討し、重点事業の選択やサービスの見直しなど、町民の皆さんの参加をいただきながら進めていく必要があると思っておりますし、間もなくスタートさせていただきます経営改革検討委員会も、そうした視点に立って設立するものであります。

空き店舗利用の創業など、現在進めている中心市街地活性化計画の商業タウンマネジメント構想に絡むご提言もございました。商工会や商店街の皆さんにも同じ思いで、現在構想の具体化を進めておりますことから、この場に持ち込んで議論を整理し、対策を図っていきたく思っております。

国や道も釧路・根室地域の厳しい雇用環境に対して、特別メニューでの施策の展開を模索し始めたところで、北海道経済産業局では、企画部を中心に局内関係課長で構成する釧路地域新産業創出検討委員会を設置し、創業新産業展開に向けた支援をスタートさせております。既存企業の個別コーディネート支援はもちろんです。特にまちおこし活動や産業クラスターなどの任意グループの創業支援を中心に、支援制度の積極的活用を目的にしております。釧路産炭地域1市6町が持つております産炭地域新産業創出創造等基金の運用益活用助成事業も800万円を限度に、新産業創出支援スタートさせているところであり、いずれも企業がある程度しっかりしているものであれば、支援の可能性が高いものであると聞いております。町に相談

していただければ、十分対応できるラインはできていると思っておりますので、ぜひご利用いただきたいと思えます。

また、北海道は全道をブロック分けした中で、雇用構造の改善を目指しております。その中で釧路根室地域は、北海道釧路根室地域雇用機会増大計画を策定しております。具体的方策では建設業と一次産業との連携として、建設業の新分野進出や多角経営による雇用の維持安定を図るなど、既存支援制度の有効活用や新分野技術研修などを推進していくことを盛り込んで進めようとしていることであり、創業環境の緩和策として、法人格を持つ企業組合設立支援も進めることとしております。

町といたしましては、当面、国・道その他の支援制度を有効に活用できる体制づくりを目指し、商工会や課題によりましては他の産業団体とも連携しながら、雇用創業に対する支援の役割を果たしていかねばならないと受けとめておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で、ご答弁とさせていただきます。

議長 昼食のため休憩いたします。再開は午後1時。 休憩時刻 11時59分

議長 本会議を再開いたします。 再開時刻 13時00分

午前に引き続き、4番佐藤議員の第2回目の質問から始めます。

4番 ありません。

議長 それでは、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、14番安達議員の一般質問を行います。

14番、安達議員。

14番 さきに通告しておりました次の3点につきまして、町長並びに教育長のお考えを伺います。

まず、1点目でございますけれども、糸魚沢小学校の利活用について。

糸魚沢小学校が平成11年3月に休校してから、この問題について私も3回ほど一般質問取り上げてまいりましたが、昨年9月の質問の際も、早急かつ精力的に取り組むという答弁でありましたが、どこまで進んでいるのかお伺いいたします。

次に、ハーブの栽培であります。

資源循環型農業栽培として平成11年度から試験栽培に取り組んでいるハーブについて、今後どのように展開していこうとしているのかお伺いいたします。

3番目といたしまして、町政の基本的姿勢についてお伺いいたします。

町長は、地方分権時代にふさわしい役場づくりとして職員の資質向上など、職員の意識改革を図ることを政策の一つとして言われておられました。町長みずから職員と一体になって、新しい時代の変革に対応できる役場づくりを行っていることには、私も大いに賛同するのであります。その中で町長ご自身の口からも、最近では町民から職員が変わったと言われているということを述べられておりますが、具体的にどのように変わったのかお伺いいたします。

次、町長は昨年町長の就任直後の6月26日と8月7日の新聞紙上におきまして、厚岸は一次産業の町だから、漁業を守るため、輸入割当制度の堅持を国や道に強く働きかけ、付加価値の高い厚岸ブランドをつくり上げたい、抱負を述べられておりましたが、その具体的な取り組みについてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長 町長。

町 長 安達議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、ハーブ栽培の今後の展開についてのお尋ねであります。この事業は主として農業高齢者や他業種のOB及び障害者等の生きがいを目的とした畑作経営体を育成し、農業の持続的発展に貢献することを目的に試験栽培を実施しております。

今年度は過去3年のデータと経験の蓄積を町民等に還元するため、栽培管理の体験希望者を募り、将来の経営体育成の足がかりをつかもうと考えておりますし、土づくりから収穫まで、農業改良普及センターのより具体的な指導を仰ぎながら栽培技術の確立を目指してまいります。

今後の展開につきましては、市場開拓の可能性調査等を行いながら、一方、遊休農地を活用したハーブ団地の造成なども並行して検討を続け、施設整備のめどが立てば、新規就農者や団体などを募り、施設の賃貸による経営体の育成を目指してまいります。

次に、私の町政の基本姿勢についてでございます。私が町長に就任し1年を経過しようとしておりますが、私が選挙を通じて町民に訴えてまいりましたことは、町民の皆さんと対話の機会を多く持ち、だれもが発言でき、だれもが町政に参画し、だれもが納得できる町民一人一人が主役の町づくりをしたいということであり。そのためには地方分権に望まれる職員の意識改革、組織改革を私の行政執行の姿勢

としながら、我が町厚岸町がさらに生き生きとした活力に満ちあふれ、住民のだれもが厚岸町民でよかったと真に思えるまちづくりを進めていきたいと考えております。この方針の実現には、当然皆様のご支援を仰がなければなりませんし、直接に町民と接する町職員が私の意思を理解していただき、その認識を共有していかなければなりません。

ご承知のとおり、地方自治体は今大きな変革のときを迎えています。地方分権がスタートし、新しいうねりの中で職員にはこれまで以上に高いレベルの知識、能力が必要であり、行政ニーズの多様化や財源不足などの問題から、市町村合併の要請に見られるように、旧来の枠組みを超えた新たな行政システムの構築や展開が求められております。

そのためには私と町職員が心をつなげて知恵を出し合い、和を持って町政の推進に取り組んでいくことが不可欠であり、何より職員が生きがいを持って職務に専念できる職場づくりが最も重要であります。職員自身はそれぞれの部署において創意工夫を凝らすとともに、常に厚岸町職員としての自覚と誇りを持って、町民のニーズを先取りし、先導的役割を果たしていくよう、旺盛な意欲、すなわちやる気を持って町民一人一人の声を聞きながら、迅速に対応して、町政にその時代に合った町民の意見が反映されるよう努めることが大切であります。

私は、就任してまず管理職員を除く全職員を対象として、町長と語る会を開き、私のこの考えを伝え、職員が組織にとらわれず、直接自分の考えを提言するなど、生の声による意見交換をしたところであります。これまでのことは別として直に町長と対話するという取り組みは、職員にとっては新鮮であったようにありまして、それぞれの職員のさまざまな思いを聞くことができ、また私の思いも届いたものと思っており、その事象として役場職員が変わったと考えております。

ご質問は具体的にどのように変わったのかということですが、変化ではなく、職員としての当たり前の姿勢が素直にあらわれてきていると感じております。それは規則的な前例踏襲や目まぐるしく変化する社会、経済情勢に対応しない問題意識の欠如などを払拭し、費用対効果や効率化を考えた経営感覚を持ちながら、改革を恐れず、何事もチャレンジを忘れないで、しっかりとした行政の推進をしていこうという第一歩を踏み出したからだと考えます。

環境マネジメントシステムの維持、事業別予算を可能にした財務会計システムの

導入等のシステムの変化による意識改革、お客様窓口や総合福祉相談窓口を中心とした親切的窓口対応や来客者への対応、適切な電話対応と現場対応、できないことに対する丁寧な説明など、サービス業としてのあいさつ接遇の励行、さらに職員団体による行政課題に向けた定期的な研修会の開催などに変化の現象が見られています。組織は人であるだけに、まだ万全の状況ではありませんが、今後においても積極的な職員との対話を進め、研修はもとより、日常業務での対応を通して、町職員の意識改革をさらに進めてまいります。

また、町民から役場を見て、役場は変わったということがあって、次の段階では町民の意識改革を求めていきたいと思っております。特に今日町財政が厳しい中で、これからのまちづくりをしなければならない役場の抱えている問題、役場職員が町民と協働するまちづくりを展開して働いている実態、これらのことを町民に訴えながら、町民にも地方分権時代にふさわしい意識改革を持ってもらうことに努めてまいります。

次に、町長就任1年を迎えようとしているが、就任時に地域活性化として海産物など付加価値の厚岸ブランド化を目指したいと新聞報道に掲載されていたが、具体的な取り組みはとの質問でございますが、厚岸町は言うまでもなく漁業、農業を基幹産業としており、そこから生まれる豊富な海産物などの資源を本物づくりに徹した高品質な生産に結びつけ、付加価値を高めることが厚岸ブランドとして、消費者や卸売の業者へのアピールとなり、強いては地域の活性化につながってくるものと考えております。

また、雪印やBSE問題で明らかのように、消費者から信頼される生産物や製造物の供給をしなければ、今後の展望は望めないことから、信頼性を高める要因の一つとして、自然環境の保全に関する取り組みも、地域イメージを向上させるためには、重要な要素となっております。

こうしたことから当町においてはISO 14001の認証を取得し、湿原の保全やごみの分別収集、植林といった環境保全対策を進め、農業分野においては環境と調和した農業を促進するため、堆肥センターを設置するなどの対策を進めており、本年度においては環境にやさしい厚岸を目指し、厚岸町環境基本条例の制定を進めているところであります。

個別の課題といたしましては、カキについて厚岸ブランドの知名度は定着してお

りますが、釧路町など他町村においても生産が拡大されてきている状況から、厚岸生まれの厚岸カキとして、さらに付加価値を高めることを目指し、シングルシード方式によるカキ種苗の生産を進めてきたところであり、今年度から本格的にシングルシード種苗の販売を始めたところではありますが、シングルシードカキの生産、流通の本格化にあわせ、厚岸ブランドとしてのPRを図っていきたいと考えております。

シイタケ生産については、良質なキノコ菌床を供給し、キノコ産業の育成と農業経営の安定化を図ることを目的に、厚岸町のキノコ菌床センターを設置し、シイタケ生産の振興を図ってきました。現在定着して採取から出荷まで丁寧に処理されていることで、かなり高い評価を得ているようであります。さらに厚岸ブランドとして定着させるためには、品質の高いシイタケをある程度の数量を安定に供給することが必要であり、新規就業者の開拓を進めるとともに、品質管理の徹底を働きかけていきたいと考えております。

また、海産物について特に安心して購入できる製品であることをアピールするため、海産物の生産から製造、流通に至る食品衛生管理システム、いわゆる厚岸版地域ハサップの構築について研究を進めていきたいと考えております。加えて豊富な資源を生かすには、新製品の開発を常に進めていくことが必要であり、そうした加工製品の加工技術のレベルアップと製品に対する信用力を高め、販売促進とより一層の販路拡大に寄与するため、厚岸町商工会が進めている推奨マーク制度に、今後引き続き協力していくとともに、新製品開発の参考にしてもらうため、昨年度、経済産業省が行った釧路の資源を活用したビジネスアイデアコンテストにおいて、発表されたカキを使ったキムチの企画について、水産加工業者に周知し試食を行っていましたが、今後こうした行政サイドから入手した情報については、積極的に提供し、厚岸ブランドの拡大を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長

教育長。

教育長

私の方からは、14番安達議員の1問目の糸魚沢小学校の利活用についてお答えいたします。

この件につきましては、昨年私が教育長就任後、初の議会でありました9月定例会での答弁で、おこなっている検討作業についての陳謝を申し上げ、早期に示すこと

ができるよう取り組みたい旨のお答えをしたところでございます。遺憾ながらその作業が遅々として進んでおらず、ここで重ねておわびを申し上げる次第でございます。

活用の方向性につきましては、さきの答弁でも申し上げておりますが、多方面から転用する用途についての検討を加えたいと考えており、その後も資料収集等に取り組み、担当者に検討作業を急がせたところでございます。

しかしながら、その他の緊急課題等の処理に追われたこともあったものの、資料等の整理ができないまま検討会を開くに至っておりません。まことに申しわけなく存じます。

糸魚沢小学校の活用につきましては、高齢者福祉施設や産業施設への転用、また自然環境を生かした社会教育施設での活用あるいは公共的民間団体等による運営活用など、さまざまな方々からアイデアもいただいております。まずこれらのアイデアを整理し、立地条件や施設の状況などから、何がふさわしいかの絞り込み検討が必要であり、この作業をさらに急がせてまいりますので、ご容赦くださいますようお願い申し上げます、最初の答弁とさせていただきます。

議 長 14番、安達議員。

1 4 番 ハーブにつきましては、私ども産建委員会でも視察に行ってきたわけでございますけれども、平成11年から実施してまいりまして、今年で4年目ということでございます。生育それから生産性など、栽培を通して技術的なものがついたかどうか、その辺だけちょっとお伺いしたいと思います。

それから、町政に対しての基本姿勢なんですけれども、地方分権時代を迎えまして、各自治体間の質の向上についての必要性は、数年前から言われておりまして、職員の方々もそのことを十分自覚され努力してきたように感じておりました。ただいまの町長の答弁をお聞きいたしますと、町長は職員が心一つにして、または和を持って町政に取り組むというお話があり、私も感動してお聞きしていたところでございます。また、全職員を対象に町長と語る会も開かれ、直接町長と対話をしているということですが、大変素晴らしいことと思います。若狭町長のそのような姿勢が、町民の方々から役場職員が変わったと言われる第一の要因だろうと思われれます。今後とも町長と職員の皆さんが、ただいま町長が言われたように心一つに和を大切にして町政に当たっていただきたいと思っております。



次の姿勢につきまして、町長はこの21世紀には必ず厚岸町が農林水産業の町として食糧生産基地の時代が来ることを確信し、厚岸町型食糧基地づくりと、それから食文化の振興などを提唱されておられました。厚岸町は漁業、酪農を基幹産業として一次産業の町であります。その中で我々小規模ながらシイタケ生産も町内で22軒余りが生産に従事しております。年々生産高もふえまして、私の調べではたしか平成13年には150トン近いものになっているだろうと思いますけれども、道内でも4番目の生産地として位置づけられております。そういうことから遠くは東京の大型量販店まで流通拡大をしております、品質のよさから、また道内の量販店からも大いに注目を浴びているところでございます。

しかし、この製品の中でどうしても約20%近いものが下級品として生産、これはどうしてもやむを得ないわけでございますけれども、そういう下級品が出るわけでございます。その単価も極端に低く生産者の生活が安定しない大きな要因にもなっているわけでございます。厚岸町は豊富な魚介類、昆布の産地でございます、シイタケやハーブを含めた付加価値を高めた加工製品の開発に取り組むことも必要と思われましても、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、糸魚沢小学校でございますけれども、冒頭から陳謝の答弁ということで、私もちょっと戸惑いがあるわけでございますけれども、この件につきましては平成11年3月に休校措置をとってから3年を経過したわけでございますけれども、この間、同じ質問を3回、今日で4回目でございます。この中でも14番議員は何かの一つ覚えではないかなというような批判もあるかもしれません。私もこういうことを何回も同じ質問をしたいわけではございません。毎回毎回答弁の中で、前向きに検討する、それから検討委員会をして早急にやる、そういうお話がありまして、私も期待していたんですけれども、4回目をやらざるを得ないという状態になったわけでございますけれども。

この学校の有効活用の方向性につきましては、活用検討委員会で検討するという答弁も何回もありまして、そのままどうなるか質問したわけでございますけれども、あなた方がこの問題について検討の余地はもうないということであれば、私はこれから質問しないわけでございますけれども、ただし糸魚沢地区やあの地域の元のPTAですね、それから元の児童・生徒が、あれだけ愛着を持って非常に校舎を大切に使ってきたということは、休校式のときに一目でわかったわけでございます。そ

のような大切にあの地域が使っていた校舎をそのまま無残に廃墟にしてしまうということについては、本当に忍びないことでもございますし、これは厚岸町としての大変な損失になるような気がしてならないわけでございます。

そこで、お伺いしたいんですけれども、この3年間経過いたしまして、今までなぜできなかったのか。また、検討作業を含めいつまでにある程度のあすこのレイアウトと申しますか、青写真はできるのかお聞かせ願いたいと思います。

これは申しておきたいと思うんですけれども、これは教育委員会だけでこれ解決できる問題ではないと思うんです。これは当然町長部局とやらなければこれは解決できない問題だと思います。その辺、町長部局の中に企画財政課長とかいろいろ前に資料いただいたら、検討委員会になってますけれども、早急にこれはやるべきではないかなと、そのように思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 再質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

ハーブとシイタケ栽培につきましては、担当課長から答弁をさせていただきたいと存じます。

私からは、役場職員の意識改革についてご答弁させていただきたいと思います。

私が、町長選挙に当たりまして、各地区を回る中で、率直な町民の声といいますものは、町職員が対応が遅くたらい回しにされる、官僚的で不親切だ、仕事に対する責任とやる気を感じられる職員が少ない等々のいろいろなご意見があったわけがあります。私、先ほど申しましたけれども、町長就任間もなく、町職員と率直に語る私と語る会を設けさせていただき、このことも踏まえながらいろいろと議論をさせていただいたわけでございます。約7回ほど会を重ねてまいりました。1組20名から30名に分けていろいろと会話をいたしたわけでありまして。職員の方からも積極的な役場に対する考え方等があったわけでありまして。そういう中で私はまず、皆さん方がなぜ町職員になったかという初心に戻っていただきたい、そしてその初心のもとから改めて町民の公僕として、役場職員としての使命を果たしていただきたいということをお話をいたしたわけでございます。

しかしながら、一般職員以上に管理職もその責任は極めて大きいわけございまして、そういう意味において私は役場職員挙げて一つの団結と和を持ってこれから

町民の負託にこたえてまいりたい、やっていただきたい、そういう考えに立っておるわけであります。

先ほどの1回目の答弁でもさせていただきましたけれども、私の考え方はまず役場職員の意識改革、続いて役場組織の改革、続いて町民の意識改革、そのように進めてまいりながら、最終的には協働のまちづくりを進めていただきながら21世紀のすばらしい厚岸町を築いてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長

農政課長。

農政課長

まず、ハーブの栽培技術の問題についてお答えを申し上げます。

昨年の天候が零下、低温で日照がないというそういう異常気象の年でありました。そのことによる問題が幾つか指摘をされておりました。

昨年秋以降、普及センターと連携をとりながら、詳細な土壌分析等を行ってまいりました。さらに今年度に入ってから、基幹センターであります標茶にあります北部の普及センターから畑作の専門家も来ていただきまして、いろんな分析を行ってまいりました。その低温あるいは日照不足に対応するためには、どういう栽培技術が必要なのかということを中心にやってまいりました。土壌分析の結果は、土壌の菌バランス、それからpH等と、すべての面において非常に良好な状態にあるという分析結果が出ました。

そこで、今年は北部普及センターとともに、いわゆる気温が低いことによって、有機質堆肥から出る窒素分の吸収率が落ちる可能性がある、そういうことは否定できないということで、その吸収率の早い固形分の堆肥ではなくて、液肥なども対比をしながら栽培をしてみて、その効果を見てみる価値があるのではないかとということで、今試験圃場の中にはほんの小さな固形分の肥料、液体分の肥料あるいは化学肥料というような比較できる試験圃場をつくりまして、その分析を始めたところでございます。

したがって、低温、日照不足に対応する栽培技術については、今年もう1年そういった試験をやりながら、確立をしてまいりたいというふうに考えております。

2つ目は、厚岸町産のブランド化の問題にかかわりまして、シイタケとハーブの組み合わせによる加工品の開発がというお尋ねでありました。シイタケは現在下級品も生シイタケとしてパックして出荷されているわけでありましてけれども、これが

加工原料という位置づけになりますと、価格が今の価格を維持できるのかどうかという心配はありますけれども、しかしながらこうした下級品を生かす道というのは当然考えていかなければならない、今後とも生産者といろいろ協議をしながらいろんな知恵を出し合いながら、もしいい方法があれば、あるいはどういう方法があるのかについて、ぜひ検討していきたいというふうに考えております。

議 長 教育長。

教育長 糸魚沢小学校の利活用についてお答えいたします。

まず、なぜこのようにおこなっているかというふうなことでございますけれども、一つには1回目の会議後に、それぞれ一つには総合計画での例えば必要な施設、事業等をまず洗い出したいというふうな方向性、そして他町村での活用例等を収集し整備するというふうな形で終わっているという中で、一つにはどこまでその内部でたくさんの資料を整理してということにちょっとこだわり過ぎていたのではないかなというくらいはあると思います。そして僕も就任以来いろいろな方とお話する中で、やはりいろんなアイデアそれぞれ多くの方が持っているわけですから、まずお集まりいただいて、いろいろな話をしていくというふうな部分が一つには打開策になるのかなというふうに考えます。

ただ、どうしても内部で考えていくと、例えば体験学習なり何なりという中では、ネパール厚岸町のバッティングの面だとか、いろいろな部分を話し合う前にちゅうちょしてしまうというふうな傾向があったのではないかなというふうに思います。会議については早急に開催する中で、今後の進捗状況についてご報告申し上げられればというふうに考えております。

議 長 14番、安達議員。

14番 実は、質問3つで、これはまとめた形になると思いますけれども、町長においても最後答弁願いたいと思うんですけれども、例えば町長のこの基本姿勢の厚岸町のブランド化、それからハーブの栽培、それから糸魚沢の学校利活用、これもトータル的に考えたいと思うんですけれども、あれだけの学校施設ですから、活用次第によっては、相当活用できるのではないかなと、そういうふうに考えております。

例えば、教育長のご答弁の中に、ちらって入ってますけれども、福祉的なその部分の活用というものもありました。そこで厚岸も、これはどこも全国一緒なんですけれども、高齢者の比率非常に高く年々なっているわけでございます。施設を例え

ば高齢者の生きがい、それから体に障害を持ったそういう方々との高齢者とのコミュニケーションを図りながら、何かそういうハーブ栽培、それからシイタケでも結構です。

それから、町長が言われている厚岸のブランド化、これについてはやっぱり厚岸町はジャンルは豊富、本当に豊富だと思うんです。魚介類にいたしましても、昆布にいたしましても、シイタケ、それから新しくハーブ、あとは山を見ますと酪農を中心にしたその乳製品、そういうものの複合的な形での加工食品の開発という中で開発センターという、そういうことも複合的なそういう施設に活用できれば、これは厚岸町の雇用の促進になりますし、さまざまな面で経済効果も生まれるだろうというような、そういう私なりに夢みたいなきことも考えておりますけれども、その辺を含めて糸魚沢の学校については、単独の手法ではなくて、そういう複合的な形での利活用がよろしいのかなど。そのように考えているわけですが、町長なり教育長あたりの考え方をお聞きしたいと思うわけでございます。

議 長 町長。

町 長 私からお答えをさせていただきたいと思います。

実は、糸魚沢の利活用につきましては、私の公約もございます。ただいま安達議員からご質問がありました。また指摘がありましたことの方を持って、私は公約とさせていただいております。

すなわち、ハーブ栽培の施設、さらにはまた福祉施設等、複合的な利用を考えたかどうかという公約であります。ただいま教育長の教育施設ということで、教育長の所管の関係から、教育長が糸魚沢小学校の利活用については答弁をいたしておるわけですが、ただいま教育長から答弁ありましたとおり、前進的な形になっていない答弁がありました。私といたしましては、教育委員会と連携を密にしながら、ただいまご指摘にございました安達議員の考えに基づいて、積極的にこれから取り組んでまいりたい、そのように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長 以上で、安達議員の一般質問を終わります。

次に、3番田宮議員の一般質問を行います。

3番、田宮議員。

3 番 第2回定例会に当たりまして、次の5点について質問をいたします。

最初に、昆布の輸入枠の拡大について、枠拡大の具体的な内容、さらには町の漁

業に及ぼす影響、そして厚岸町も構成委員であります34市町村による協議会の動向についてお伺いをいたします。

次に、超過勤務手当等についてご質問を申し上げますが、平成10年から14年、5年間の超過手当の時間数や支給額等、各課別に明示をしていただきたいのであります。

さらには、新しく枠配分化なるものが導入されるようではありますが、このことについて具体的に説明をしていただきたいのであります。

さらに、定員適正化計画について、定数外と定数内の職員の現状についてお示しをいただきたいということでもあります。

この1番目と2番目について、雇用問題との関連についてその考え方をご答弁いただきたいのであります。

3点目は、有事法制3法案についてであります。現在国会で審議中ではありますが、地方自治体への影響について各自治体の首長や議会の動向が報道されておりますが、町長のご所見を承りたいと考えるわけでもあります。

4点目は、国は来年度予算編成を前に、6月13日の経済財政諮問会議で、経済財政運営と構造改革の基本方針、いわゆる骨太の方針第2弾をまとめて、来年度予算編成での地方交付税削減などを打ち出しているようではありますが、町の財政運営上大いに憂慮される事態と考えますが、町長のご所見を伺いたいのでございます。

最後に、教育長にお伺いをいたしますが、学校図書館の現状について、学校別の蔵書数と予算について、これまでの5年間の推移をお伺いいたします。また、司書教諭数はどうなっているかということでもあります。

最後に、学校図書館の今後の運営についての考え方について、お答えをいただきたいのであります。

以上であります。

議 長 町長。

町 長 田宮議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の昆布輸入枠拡大の具体的内容についてでございますが、昆布の生産量は近年までおおむね3万トン前後であり、輸入割り当て枠は平成4年から2,260トンで固定されてまいりました。しかし、平成10年及び11年が不作であったことから、12年1月に昆布輸入協議会の要望を踏まえ、600トンの追加割り当てが行われまし

た。また、平成12年は当初平年作の予想でしたが、結果として平年作に及ばず、平成13年も平年作となる見込みが薄かったため、13年8月に700トンの追加割り当てが行われました。

こうした生産輸入状況の中で、平成14年については、日本昆布協会全国チョウリン工業協同組合から、北海道の昆布生産が4年続いて2万トンを境に上下し、減産となっていることから、昆布輸入枠についての増額要望があり、北海道漁業協同組合連合会を含めた3社で協議の結果、通常割り当てを700トン増枠し、2,960トンとするよう水産庁に要請がされ、増枠が認められたところであります。

なお、道魚連と道水産物貿易対策協議会からは、昆布生産が回復した場合には、国内昆布の安定消費流通確保のため、それに見合う調整減量をするよう、あわせて要望をされております。

2点目の町の漁業に及ぼす影響についてでございますが、本町の漁業経営体数は580名で、そのうち大宗漁業である昆布漁業に従事している漁業者は437名で全体の75%を占めております。過去10年間の昆布の生産量金額をしてみると、生産量が最も多かったのは、平成7年の1,737トンで、金額にしますと17億7,300万円であります。また生産量が最も少なかったのは平成11年の1,228トンで、金額にしますと14億150万円であります。

輸入枠は平成4年から2,260トンで推移してきましたが、平成10年と11年が不作であったことから、平成12年1月に基本枠2,260トンに対し600トンが追加され、2,860トンとなりました。また平成13年度においては700トンが追加され2,960トンと設定されたところでありますが、この間、輸入枠が拡大したことによって、昆布の価格が大きく低下したという状況は見受けられません。しかし、いずれにせよ、中国、韓国、ロシアからの昆布の輸入量が増大することによる価格への影響は懸念されるところであります。

3点目の34市町村協議会の動向についてであります。質問者の言われる34市町村協議会は、平成13年6月北海道沿岸の昆布漁業に係る自治体34市町村により、昆布輸入割り当て制度堅持北海道自治体協議会として設立され、会長には藤原弘根室市長が就任をされております。平成13年9月には昆布輸入割り当て制度の堅持に関する中央要請行動として私も参加し、札幌では北海道や北海道経済産業局、北海道議会に対して要請し、また東京においては道内選出国會議員を初め、農林水産省、

水産庁、経済産業省、外務省に対して要請をいたしました。

去る5月20日には平成14年度の当協議会総会が札幌で開催され、14年度においても引き続き昆布にかかわる現行輸入割り当て制度や、現行関税措置を堅持するため、中央陳情や道関係に対する陳情活動を進めるなどの事業計画を決議しております。陳情日程など具体的な内容はまだ示されておきませんが、厚岸町といたしましても、今後とも沿岸の大宗漁業である昆布漁業と地域経済を守っていくため、北海道初め国に対し、昆布輸入割り当て制度の存続と関税制度の堅持について、さらに強く要請をしたいと思いますと考えております。

勤務手当の平成10年から14年における時間数、支給額の各課別の状況については、会計全体で平成10年度に時間で4万771時間、支給額で1億248万3,000円と、時間、支給額とも最高となり、平成11年2万8,428時間、支給額といたしましては7,395万円、平成12年度2万8,610時間、支給額7,379万1,000円、平成13年度見込みで2万6,566時間、支給額といたしまして6,276万9,000円となっております。

次に、枠配分についての内容でございますが、前段で申し上げましたとおり、平成10年度に超勤手当総体の支給額が1億を超えたことから、平成11年超過勤務手当の縮減に取り組み、ある一定の成果を得たところでありますが、さらに業務管理に基づく命令や、行政にコスト感覚を取り入れた業務の推進を各課の主体性において取り組んでいく職員の意識改革を進めるためにも、平成14年度の予算編成に当たっては、平成12年度の超過勤務状況を基準として、当初予算ベース5,877万1,000円の予算のうち、緊急時予算額589万1,000円と、選挙に伴う45万7,000円の合わせて634万8,000円を除いて各課への枠配当を行い、平成12年度に比較し、約2,000万円の削減を見込んで、制度スタートに当たっては事前事後において課長会議等の中で理解を求めながら、厳しさをます行財政に対応すべく現在取り組んでいるところであります。

次に、定員適正化計画と定数外と定数内職員の推移についてのご質問でございますが、現在の定員適正化計画での平成16年までの定数内職員は、平成11年末の345人から目標年次337人の8人の減を目標としており、本年4月1日現在では目標を2人上回る12人の減となっております。定数内及び定数外職員の各年度4月1日における推移でございますが、定数内職員については平成10年351人、平成11年345人、平成12年342人、平成13年334人、平成14年327人と、平成10年、平成14年比較で



24人の減となっております。

定数外職員については、嘱託職員が平成10年、11年、67人、平成12年66人、平成13年64人、平成14年60人と、平成10年、14年で比較で7人の減、非常勤職員が平成10年28人、平成11年、12年で31人、平成13年35人、平成14年32人と平成10年、14年比較で4人の増、臨時職員については平成10年90人、平成11年88人、平成12年103人、平成13年100人、平成14年は6月15日現在で104人と、平成10年、14年比較で14人増となっており、その年により若干の増減はありますが、定数外職員全体での平成10年、14年の比較では11人の増となっております。

次に、職員の超過勤務状況を含めて、定員管理と雇用の関係についての考えであります。職員の労働安全衛生の上からも管理職を含めて、職員の業務意識の変革を願い、分担業務の平準化、週休日勤務振りかえの完全実施、業務に即した勤務時間の見直し等を行い、少子高齢化、人口面に対応した次の定員管理計画を考えながら、適正規模の定員管理を進め、行政の継続を保っていきたいと考えております。

なお、厳しい雇用の状況からして、臨時的に行わなければならない業務の超過勤務については、最大限、臨時職員を雇用するなどをして、不足する業務執行をカバーするよう、基本的な考えをもとに、さらに超過勤務の縮減に取り組んでまいります。

続いて、有事法制3法案についての私の所見についてのお尋ねでございますが、基本的に国において慎重に議論がされて国民の理解ができる形で審議が行われるべきものと判断いたしております。私はグローバル化する複雑な国際社会において、我が国における有事法制の制定について、必要であるという認識を持っておりますが、有事法制関連法案については、拙速ならず慎重な審議を望むものであります。

また、自治体の長として、地方自治や住民生活を守るために先頭に立って行動しなければならない立場であり、情報の公開の原則の中で、地域住民の生命と財産を守るために、町民の負託にこたえていかなければならないと考えております。

最後に、地方交付税は地方団体の自主性、独立性を確保しつつ、その財源の均衡化を図るとともに、地方行政の運営財源を保障することを目的とし、昭和29年度から制度化されたもので、戦後日本の地方自治の安定的発展を財政面で支えてきた地方固有の財源であります。しかるに近年の国の財政危機に伴う一連の構造改革の中で、国と地方の役割分担の見直し、地方税財源の移譲問題と絡めて、この地方自治

の生命線とも言うべき地方交付税制度の改革が、来年度予算に向けて議論の焦点になっていること、ご質問者ご指摘のとおりであります。

具体的には、国の財政制度審議会、財政制度分科会がこの6月3日に、地方交付税の財源保障機能の廃止を財務大臣に建議をしておりますし、経済財政諮問会議でも来年度予算編成に向けた基本方針を今月下旬にまとめる予定であります。やはり財源保障機能の廃止を中心とする地方交付税制度の見直しが盛り込まれる可能性があります。この一連の動きに対し、私の所見のことでありますが、地方交付税は地方自治制度の生命線であり、この交付税の持つ財源調整機能と財源保障機能のどちらを失っても、国と地方が相互に一体的に発展していくことができなくなるものと考えます。

つまり都市部だけがあらゆる面で発展し、地方は疲弊し過疎化に拍車をかけるという単純な構図を思い描くのは難しいことではありません。地方もさまざまな行政課題や、時代の要請を抱え込み、真剣にその解決策に取り組んでいる中で、交付税中心の財源保障がなくなればどうすることもできません。私は地方公共団体の長として、地方への税財源の移譲や、税制改革なども含めた国の動向をしっかりと見定め、あらゆる町村長会議などでも地方財政基盤を守るため、精いっぱい的主張をしておりますし、他の首長とも力を合わせ、憲法で保障された地方自治を国の都合で阻害されることのないよう全力を傾注する覚悟であります。

以上でございます。

議 長

教育長。

教 育 長

私の方からは5問目の質問、学校図書館についてお答えいたします。

まず、学校別蔵書数と予算についてであります。平成9年度以降の状況を別紙資料で配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

学校別は資料のとおりですので、全体数で申し上げますが、小学校全体では平成9年度末で蔵書数2万6,891冊であり、旧文部省の蔵書数の目標値として設定した学校図書館における図書基準、図書標準の冊数に対する達成率は57.6%であり、これが13年度末では蔵書数2万9,041冊、達成率68%になっております。

また、中学校では平成9年度末の蔵書数1万6,043冊、達成率37.3%に対し、平成13年度末では1万7,942冊、達成率44.9%であります。

各年度の予算額であります。小学校費では平成9年度91万3,000円、10年度90

万円、11年度81万円、12年度81万円、13年度87万 4,000円の推移であります。

また、中学校費では平成9年度88万円、10年度99万円、11年度88万円、12年度99万円、13年度 101万 6,000円の推移であり、それぞれ資料に掲載のとおり、図書数の購入配置が行われている状況であります。

本年度につきましては、枠配と予算の関係もあって、小学校費で72万 5,000円、中学校費で78万 8,000円の予算額であります。既に学校から要望図書のとりのまとめを終えており、それぞれ資料に記載のとおり、小学校全体で 455冊、中学校全体で 370冊を購入する計画であります。

この学校図書館図書の標準数は、学級数を基準に算定されており、各学校の学級増減により変化いたしますが、現在これを達成している学校は高知小学校1校のみであり、まだまだ整備を図る必要がある状況となっておりますので、引き続き不足図書の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、司書教諭数の状況であります。現在町内の小・中学校における資格保有者は厚岸小学校、真龍小学校、真竜中学校及び上尾幌小・中学校に各1名と、尾幌小・中学校に2名の計6名であります。本年度真龍小学校、真竜中学校、太田中学校で各1名の教諭が資格取得に向けて受講中の状況となっております。

この司書教諭は、平成9年6月の学校図書館法の一部改正により、平成15年4月1日以降、12学級以上の学校には必ず置かなければならないことになっております。町内では厚岸小学校と真龍小学校が該当するところですが、これ以外の学校についても、司書教諭の配置が望まれるところあります。このため北海道教育委員会でも有資格者の養成に力を注いでおりますし、町教育委員会でも各学校に対し、資格取得に向けて教諭の積極的な受講を促しているところあります。

次に、学校図書館経営についての考え方についてお答えいたします。

学校図書館は、児童・生徒の自発的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能とともに、自由な読書活動や読書指導の場として、さらに創造力や好奇心を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能を果たし、学校教育における中核的な役割が期待されております。

しかし、実態としては教員定数内の司書教諭であること、また限られた資料でこれらの機能を十分に果たすことは困難であることから、我が町では情報館が開設当初から町内小・中学校との連携を図ってまいりました。中心校にあつてはクラスご

との学級文庫の開設や、総合的な学習で多くの利用があり、周辺校には定期的に図書館バスが巡回しております。また16年度には厚岸小学校の余裕教室活用による情報館分館も計画されており、実現すると全国でも例を見ない学校教育と社会教育の融合施設になるものと期待しております。

これからの教育は、知識や技能を一方向的に教え込むのではなく、児童・生徒がみずから考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力をはぐくむことが求められており、その役割を担う学校図書館の充実をより一層図るとともに、学校と情報館との連携を図ることにより、より充実するものと考えております。

議 長 3番、田宮議員。

3 番 ……（3秒間聴取不能）……に問題を取り上げておりますので、長々とやるつもりはありません。簡潔に2回、3回目の質問をよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

昆布の問題でありますけれども、問題は従来 2,260トンの輸入枠であったものが、町長ご答弁いただきましたように 600トン臨時に輸入枠を拡大するという処置がとられたわけですが、今度 700トン、これはお伺いしますと臨時的な措置ではなくて、2,960 トンが連続していくのではないかという心配が一つあるわけであります。そういう形でだんだんふやされて、結果的には自由化につながるというようなことになると大変だなという考えがあるわけであります。そういう点でその辺のことについてお伺いをしたわけであります。そのことについて、さらにお伺いしたいと思ひます。

それから、34市町村で構成する協議会、この役割は私は非常に大きなものがある、町長答弁あったように毎年ご苦労されておられるわけですが、ぜひ町長がイニシアチブを発揮されて、この昆布の輸入拡大阻止のために、ぜひ力強い行動をしていただくようお願いを申し上げたいということでございます。

それから、2つ目は超勤の問題であります。

率直に申し上げて結局余り難しいことを考えているわけではなくて、単純に考えて先ほどお答えになったように、平成12年度には支給額が1億になっていた、それが平成11年度に 7,300万、これはご答弁にあったとおりであります。12年度も大体同額できて、そして13年度で 6,200万、約 6,300万に、そして14年度は 5,800万、約 6,000万ですね、そういうふうに落としてきている。

この1億を超えた超過勤務の内容というものは、具体的にどういうものであったのか。まるっきりむだな仕事をしてきたのか、超過勤務をしなくてもいいやつをしてきたのか。そのためにこの調査をしていったらそういうことで絞り込むんだということになったのかどうか、そのことが非常にわかりづらいんです。

それから、私は給与費それから職員手当、その中の超勤と、これは一般会計に計上されている超過勤務手当ですね。この推移を少し視野を狭くして見てみたんですが、平成10年度、それから12年度これは決算で見ますと大体横ばいできています。給与費は22億 7,120万 2,000円というのが、10年、11年が22億 1,654万 7,000円で、12年度は若干落ちてきています、21億 3,673万。それから職員手当等はどうかというのと決算で10年度は6億 7,299万、11年度は6億 3,160万 8,000円、12年度が5億 8,802万 7,000円。給与費はそう変わらないわけです。横ばいみたいな状況できている。職員手当がちょっと給与費のこの下降、給与費が少なくなっていく割合というよりは大きい割合で少なくなっている。それから超勤手当になりますと、この10年度は決算で 6,534万 3,000円、11年度が 4,713万 4,000円、12年度が 3,762万 4,000円、13年度の決算見込みがわかりませんので、13年度の予算額では超過勤務手当は 4,744万ですから、それから14年度は 3,169万 5,000円。こういう予算額でありますから、予算額でこれだけ落ちているわけですから、決算ではさらに枠配分ということでやっていかれるわけですから、さらに落ち込んでいくんではないかと。

こうなって見ていきますと、この給与費や職員手当全体については、大きな落ち込みがないんだけど、超過勤務手当だけについては、この急激な落ち込みになっている。この辺が実際の仕事の中身とこの金額の推移、どういうふうになっているのかなど、素朴な疑問なんです。このことについてお答えをいただきたい。

それから、定数内、定数外の職員の構成の問題であります。町長ご答弁いただきましたように、大体5年間同じ数です。若干の出入りはありますが、大体同じ数。そして定数内と定数外の構成は、全体の3分の2が定数内であって、全体の3分の1が定数外なんです。そうしますと、この定数は町長部局、町長部局以外と合わせて337で先ほど町長お答えになったように、この現在は26名の減ということです。平成13年、昨年7月現在で。定数内職員が363人、そして定数外職員が166人です。合わせて503人、3分の2、3分の1とこういうふうになっているんです。

これだけ結局定数は 330何がしだけれども、実際の職員は定数内外入れて 500人からの人たちでこの厚岸町の仕事が進められているということなんです。いろんな問題があります。一つは臨時という人がいるんですが、私前から言っているんですが、臨時というのは1年ぐらいだろうと、雇用期間は、1年以上も続けて臨時で使うというのは臨時でない。正規の職員にすればいいのではないのかということの前から申し上げておりますけれども、そういう関係では一体どうなのでしょう。

それからもう一つは、この議会の一般質問、既に佐藤議員と安達議員がお済みになりましたが、出てくる問題はどなたもいろんな問題に絡み合わせて雇用の問題を言っておられます。それだけ深刻なんです。町内の雇用の問題の深刻さを反映しているというふうに言っているのではないかと思うんですが、これだけ減らすのであれば、逆にそれで雇用をふやすようなことが考えられないのかな。ただ財政が苦しいから減らせばいいんだということではなくて、そうではなくて、やっぱり雇用をふやすために幾らかのお金を回すべきではないのかなというふうに考えるのでありますが、いかがでありますでしょうか。

次に、有事法制であります。私は有事法制については、憲法9条からいっても戦争を準備するようなそういう法案が今どうして必要なのか。しかも、日本を守るためにやるのではなくて、アメリカの支援のための戦争準備の法案ではないのかというふうに考えるんです。そういう点では町長とは考え違うわけであり。そのことはそのこととして置いて、町長も賛成の立場であっても、今全国知事会で政府が説明をした、全国市長会で政府に質問した、全くあいまいで、これでは不安でしょうがないという声が渦を巻いて巻き起こっております。それは賛成する人もおられますし、どっちつかずの方もおられるし、それから反対の方もおられます。だけれども一様に、やはりもっと慎重に審議してほしい。それから地方自治の本旨は、地方自治が地方分権がもうずたずたにされるのではないかというのは、有事になった場合には総理大臣が全部言ってみれば権限を握って地方自治なんかそこにはないんです。指示が来るだけ、それに従わなければならないような仕組みになっている。こういうことを言っておられた首長さんいます。一体町の中の橋や道路をつくるんだけれども、これは戦争のためにつくっているのではないんだ、私には私の権限があるんだ。そのところを頭越しに有事だからといってやるということが果たしてまかり通るものだろうかというふうに思うんです。

そういう点からいって私は、この地方自治が無視されるような恐れがあるのではないのか。そこのところを地方の意見を十分に国が聞くべきではないのか。それから明らかにすべきではないのか、もう少し。非常にあいまいで来ているわけで、具体的な問題については2年先送りになっているものですから、余計不安がある。2年先までの間に有事になったら一体どうするんだ、明確になっていないではないかというような意見もあるんですね。そういうことについて明確にしなければだめだということあわせて地方の意見も十分取り入れてほしい。そして数に物を言わせてやるのではなくて、やはり慎重に審議をしてほしいと、このことについては幾らかお触れになりましたので、もう一度改めてお伺いをいたしたいというふうに思うわけでありませう。

それから、地方交付税制度の問題についてはもう町長ご承知のように、この21日に経済財政諮問会議が方針を決めて25日に閣議決定をすると、先ほど申し上げたように骨太の第2弾ということで直接来ようとしているわけで、大変憂慮しております。これは町長ご答弁なさったとおりでございます、私も大いにひとつ町長が頑張ってくださいというふうに考えております。

それから、この前の議会運営委員会でもやはり議会としてこの国に意見を上げようではないかというようなことで、そういう計らいも進んでおります。議会としても国についてご意見を申し上げるということになっておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

最後に、学校図書の問題であります。かなり具体的な資料をお出しになっております。私は実は学校図書館の実情についてきちんとつかみたいなということは大分前から考えていたんですけれども、なかなか機会がなかったものですから、今回具体的にお伺いをしたわけでありませう。釈迦に説法みたいなことにはなりますが、90年代に入ってから、1カ月に1冊も本を読まない、そういう子供たちが小・中学生で5割、50%です。それから高校生で70%、こういうことで文部省がその当時の文部省ですが、慌ててこんなことでは大変だということで、学校図書館もう少しこ入れをしよう、というふうなことで、——ごめんなさい中学生ですね、50%は、70%は高校生。それで学習指導要領にも学校図書館の機能活用を図って、みずから学ぶ力を育てなければだめだというふうに言って、全国調査、これはそのときから始まったのではなく、前からあるようです。大体4年に1回ぐらいやるそうです。

そのこととご答弁にありました蔵書標準の設定、学級数によって何冊というのをはじき出して。それから図書費の上乗せ措置、学校図書館の整備5カ年計画というのがつくられたので、今年度は3月に650億、5年間ですね。単年度は130億ですか、130億つけるということになって、こういう措置をとった。それから教職員の定数改善も図られるのだが、なかなかこれは文部省が言うようには行かない面がありますので、困難さがあると。そのほか調査研究協力会議というものを設置して、具体的な方針を立てるということが始まったようであります。

そういうことでずっと推移してきているんですが、もう少し知りたいのはこれ今でなくてもいいんですが、蔵書1人当たり児童・生徒1人当たりの蔵書数はわかりました。図書の購入費これは例えば中学生であれば、今年度800人ですか、小学生で、これを800で割れば大体1人当たり900円ですか、72万5,000円というのは、全国水準の仕様とどうなのか多いか少ないかちょっとわかりませんが、そんなことです。そういうものを今でなくてよろしいんですが、いただければというふうに考えております。

問題は、この例えば図書の購入などについて専門家いないわけですから、司書教諭の資格を持たれた方はおられるんでしょうが、司書教諭として発令はされていないという問題があります。それから私この司書教諭のことだけしか書かなかったんですが、事務職員として学校司書、こういう人たちをこれは法令にも何もないわけです。教員外の事務職員として学校司書として雇うと、こういうことも余り多くはないんです。多くはないんですが、そういうふうにしてやっていくというふうにとられているんですが、結局この学校図書館に関する運動というのは長い間続けられてきていると。問題は先ほど言われた附則の撤廃です。これは改正になって15年の3月31日までというふうになっているが、前はなかったんです、期限が。期限がなかった。ところが、あいかわらず附則で縛られているから、結局有名無実なわけです。ですから、これはこの前の道議会でも問題になっておりました。いわゆる雇用の問題と絡めてどうなんだろうと、学校司書を少し入れて学校図書館の非常に質的に高める必要があるんじゃないかと。

それから、学校図書の購入なんかも結局どういうふうに行われているかわかりませんが、やはりきちんとした資格の人がいないと、本屋に頼んでこれだけの予算だから本を持ってきてくれや、こんなことで済んでいるんじゃないかなと思う



んです。そういうことでその辺のことについてお答えをいただきたい。

それで、運営の問題であります、ややもすると、情報館ができたんだから、結局図書館バスも回っているし、こういうこともやっているからいいんじゃないかというふうな考え方だけで終わっては困るなというふうに思うんです。私、たくさんあるんですけれども、いろいろ資料があっち行ったりこっち行ったり、どこへ紛れ込んだかわからなくなって困るんですが、この学校図書館法という法律、これはもうご存じですね。これはどういうふうにかかれていてかといいますと、この法律の目的ということで、第1条で「この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする」というふうにあつて、第2条は、学校図書館の定義がなされて、第3条で「学校には、学校図書館を設けなければならない」という設置義務になっているんです。

しかし、先ほども言ったように、それでは司書教諭はどうかといえば、文部省はもう附則で縛りをかけているわけですから、そうは簡単にはいかない。ですから、学校図書館に人をよこせというのは運動のかなめになってくるわけです。附則の撤廃と。そういうことで、こういうことをきちんとわきまえ、そして図書館法では、学校に援助しなければならない、協力をしなければならないということが同時にうたわれているわけです。そういう観点でもう1回学校図書館を見直して、そしてきちんとした連携を確立してやっていただきたいなというふうに思うんです。その辺のことについて。

それから、最後にこの例の地方交付税措置が650、5年間で650億です。そして単年度130億ですね。これが交付税がどこかよそへ使われている、図書ではなくて道路に化けているとか、何々に化けているとかということが、この前ちょっと話題になりました。この辺についてはどうなんですか。

議 長 町長。

町 長 再質問についてお答えをさせていただきます。

私からは、昆布の配給制度についてと、さらにはまた有事法制、地方交付税についてお答えし、超勤問題については担当課長から答弁をさせます。

まず、昆布の輸入問題であります、配給制度の問題であります、田宮議員からご質問ございましたとおり、私自体もそういう心配をいたしているわけでありま

す。

しかしながら、今回の輸入枠の2,960トンにつきましては、全道の10地区漁業協同組合長協議会の中でも、十分に慎重に論議した結果認めたものでございます。そういう中でまた附帯意見といたしましては、国内生産量が増加した場合は、業界や生産者と話し合い、実質的な搬入数量を調整をしていくという条件つきでございます。先ほどの答弁でお話をいたしましたとおりでございます、やはり地域経済に大きな影響をもたらす問題でございます。今後ともIQ制度堅持につきましては、全力で取り組んでまいりたい、かように考えております。

それと、34市町村協議会に関する問題でございますが、先ほど答弁いたしました。厚岸町の大宗漁業であります昆布業に従事をいたしておる方は75%であります。34市町村の中でも南茅部町が一番漁家数が多いわけでありまして、98%であります。隣の浜中町が85%でございます。それぞれの34市町村の自治体、自由化されたならば大変でございます。地方の崩壊につながるわけでございます。そういう意味におきまして、今後とも町議会といたしましても一致結束し、また特に私の立場から申しますならば、全力でそれぞれの市町村と連携をとりながら、皆様のご期待に添えてまいりたい、そのように考えておるわけでございます。

続きまして、有事法制の関係でございます。

田宮議員とこの問題について異にすることはまことに残念に存じます。私は有事法制といいますのは、やはり我が国に対する武力攻撃があった場合、国民の生命、財産を守るため、平時から危機管理体制を整えておくべきだという考えに立っておるわけでございます。

しかしながら、当然先ほどご指摘がございましたとおり、地方自治体と特に世界における我が国の役割が極めて今日大きくなっております。近隣諸国への配慮、理解を得ることが不可欠であると思っておるわけでございます。そういう意味において先ほど答弁いたしましたとおり、慎重審議をしていただきたいということはそこにあるわけでもございます。

続きまして、地方交付税の問題でございます。

これは小泉内閣の構造改革、骨太方針の第2弾であります。私も議会あるごとにそれぞれの各議員に答えておりました。構造改革については賛成はするけれども、しかしながら、地方切り捨てにつながる点が多々多々あると、こういうことであっ

てはならない。そういう意味において地方交付税の減額というのは、まちづくりに大きな影響をもたらすものであり、私どもといたしましては断固として反対をしてまいりたい、かように考えております。

議 長 総務課長。

総務課長 超過勤務関係について私の方からご答弁申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、平成10年度、1億を超える超過勤務ということで、現在とのギャップ、差が今議員の方からご指摘をされたわけでございますけれども、当時給与費総体の6%が超過勤務の予算額として計上してきた、その中で従前おさまってきたと考えております。

ただ、その超過勤務の業務命令の仕方につきましては、本来であれば事前の業務命令に基づく超過勤務という成り立ちであるというふうに思いますが、当時やはり事後超勤的な業務命令という、事後超勤的な命令方式によってこの超過勤務が発生したことが実態としてございます。命令した以上はこれは超過勤務命令でございますので、これは支払うのは当然でありますし、当然払わなければならないことでございますけれども、そういうことも含めて、それと当時行事、事業、特に土日の関係も含めて、これはほとんど超過勤務の取り扱いになってきたのも事実であります。それをこの平成11年4月に、この10年の超過勤務の状況をかんがみまして、超過勤務の縮減方策ということで、それ以降、課長会議等の中で議論をされてきて、この超過勤務のあり方について、業務命令の方法論も含めて、職員の理解を求めながら、この超過勤務問題に取り組んできたという内容になってございます。

特にその中間には、水曜日のノー残業デー、さらには給与支給日の残業しない、当然そういうことも含めて退庁を呼びかけている、そういう取り組みが係間でのどうしても職員自体の専門性を問われるわけでございまして、超過勤務自体が1人に何というんですか、全体で業務をこなすという体制から、1人その専門性の職員に超過勤務を業務量を含めて平準化していないということもありました。そういうことを含めまして、こういう状態を勘案すべく、いろんな方策をとってまいりました。その中で特にとられてきてますことは、きちんとした業務命令に基づいた業務、その中に休憩休息の時間もございまして、10時過ぎて以降の超過勤務という問題もございまして、ですから職員の健康労働安全上からしても、これらについてはきちんとしなければいけないということで、平成13年度まで取り組んでまいりましたけれど

も、さらに14年度の枠配に至りましては、実はその土日の振りかえも含めて、完全に振りかえをしていくべく取り組み、さらに業務命令の仕方、緊急時についてはこれは別の扱いでございますけれども、一般の事務事業の超勤については、きちんと10時以内でおさめる。業務の把握を課長はしていくということも含めて、時間外の取り組みをしてこの5,800万の当初予算でございますけれども、枠配当といたしましては5,242万3,000円、5,800万とは予備費もとってございますので、そのうちの5,200万を各課に配当して、各課の中でこれは超過勤務問題も含めて議論していただいて、業務の中身も考えていただくということで、今進めている最中でございます。

ですから、平成12年度からの基本数値、7,300万円を基本に5,800万の当初予算、配当は5,200万、2,000万の配当と比較しますと2,000万の削減を含めて各課に通知しているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、13年度も含めてそのようなことをきちんと取り組んできた結果が、今回数値でお示しいたしました6,200万の一応見込みの超過勤務になる予定でございます。そういう中で5,800万、5,200万の枠配を各担当内に事務事業の見直しを含めて考えていただきながら、この14年度の中に目標数値努力も含めて推進をしていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の1年を超える職員の考え方でございますけれども、全体的には500名前後を超える職員数の中で定数内職員、臨時職員を含めて事務事業を遂行しているわけでございますけれども、その中で今まで定数外職員の減の状況を見てみますと、業務の内容を含めて委託も含めて進ませてきたこともありますし、勤務時間が4分の3ないしは臨時職員でたえられるものについてはそういう移行をしてきたものも事実であります。そういう中で基本的に1年を超える継続的業務というんですか、これは単純労務も含めての話ではなく、基本的にその定数内職員として業務を遂行しなければいけない職員としての必要な方については、これは当然1年を超える職員については、正規職員ということで考えていかなければならないと考えておりますけれども、こういう厳しい状況の中でその定数内職員、臨時職員の業務、さらには嘱託、非常勤というふうな区分けの中で、職員を任用採用して業務を進めているわけでございますけれども、定数内の部分の定数管理につきましては、実は先ほども申し上げましたとおり、平成16年度までの既に定数内職員の2名のさらに

プラス減になっている状況でございます。

これは、申し上げますと少子高齢化を含めて人口も減ってございますので、この町としてどの程度の職員定数がいいのかということも含めて検討しなければならない時期に来ているのかというふうに思っております。

それと雇用の問題を含めて、臨時職員対応含めてお話させていただきますけれども、この超過勤務の縮減を今進めてございますけれども、私どもといたしましては特に現場対応を含めて職員が土日も含めてきちんと休んでいただく、または従前の勤務時間の中でこういうものについて業務があるとしたら、基本的には臨時職員対応ということで今私ども考えさせていただきまして、今後の予算の中でさらにそういう増の要素が出てくるかもわかりませんが、そういうことで進めております。

現実的に牧場を含めて、その臨時職員対応を含めて、超過勤務で行ってきたものを何とかそういう職員の採用任用を含めて進めておりますので、これらについては先ほど町長からもご答弁申し上げましたけれども、基本的なこういう職員の不足分、臨時職員、こういう厳しい雇用の状況でございますので、そういう部分でワークシェアリングとまではいきませんが、そういう中で任用をしながら物事を進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長  
教 育 長

教育長。

学校図書館についてお答えいたします。

まず1点目の資料についてですけれども、今回かなり詳しく出させていただきました。1人当たりの購入冊数のお尋ねであったかと思っておりますけれども、これにつきましては、全国平均でいいますとちょっと資料が古いんですが、10年度で小学校、中学校ともに0.9冊という状況です。これに対して厚岸町の状況はちょっと年度が違いますが、13年度においては小学校で0.73冊、中学校については1.1冊という状況になってございます。

その次の問題ですけれども、司書教諭を含めた人的な問題をどう考えるかということです。現在全国で6,000人不足しているということで、文部省の方で司書教諭を盛んに進めております。このことについては私自身も学校の先生が少なくとも図書館の内容についての知識を持つということは大変ありがたいことだなというふうに考えております。

ただ、その司書教諭の配置があくまでもいわゆる学校の定数内という中で、どれだけその学校図書館のことに接することができるのであろうかということについては、まだ疑問があるかというか問題があるのではないかと。ただ、いろいろ文献を読んでいきますと、直接学校図書館の実務をするということではないけれども、いろいろな読書指導ですとか、いろいろな調べ方のそういう学習について、力を発揮を下さいというふうな言い方が多いようです。

そういう意味でも今まで全く知識のなかった部分から見ると、随分よくなるし、そのやり方について例えば図書館の経営の仕方についても、いわゆる公共図書館と連携した中でいろいろなことを覚えて子供たちに指導していくということも可能であるということから、司書教諭がふえていくということについては、大変いいことだなというふうの一つには考えております。

学校司書の問題なんですけれども、私自身も例えば河口湖町という町がございます。全国何カ所か、余り多くありません。町独自で市町村独自で学校司書を置いているというところがございます。もちろん人的配置があるということが大変望ましいことではありますけれども、資料の実態、そしてサービス実態を考えると、人工的に1人配置するということまでは今の状況ではなかなか難しいのかと。その中ではやはり司書教諭がある程度の知識を持つ中で、町の情報館と連携を保ちながら職を進めていってほしいというふうに考えております。

その次の図書の購入方法の問題ですけれども、もちろん学校それぞれが独自に選んできております。今回も購入希望の図書を見させていただきました。

ただ、総合的学習が本格的に入ってきている中で、私自身もかなりの多くの出版社が関連のそういう学習用図書が出てきております。そちらの方に重点が置かれているのかなと、またそういうことが学校図書館としての一つの大きな役割なんだろうということも考えますし、ですから学校が必要な図書を本当に上げてきているというふうに思われます。

その次の先ほどありました学校図書館の存在意義、もちろん十分周知しておりますし、先ほど申し上げたとおり、学校にとって必要な部分であるというふうな認識でおります。その中でどういうふうに連携をとっていくかということですが、先ほど申したとおり、厚岸小学校の余裕教室での活用の分館の問題についていえば、先ほども申したとおりに学校司書を置く以上の学校図書館としての活動ができるの

ではないか。そのできたときの問題では、ただの公共図書館が中に入っているのではないと。当然専門家としての司書が学校の先生たちとの連携の中でどれだけ学習活動の中で協力できるかという問題がかなり大きなウェートを占めるだろうというふうに私自身も考えておりますので、一つにはまずどういうふうな展開になるか、展開ができるかというのが一つ大きな問題ではないかなというふうに考えています。

最後に、交付税措置の問題でございますけれども、これは去年の12月に子どもの読書活動の推進に関する法律の制定がありまして、それを受けて4月15日に交付税の問題で通知がまいっております。当然のことながら今年度予算についてはこれを反映するような時期ではなかったということがいえるわけですが、これにつきましては財政当局とも協議しながらすべての部分でこのとおり行けるかどうかという問題は別といたしましても、こういう措置がとられているというその国としての配慮について十分検討してまいりたいと、このように考えております。

議 長 3番、田宮議員。

3 番 3回目の質問で、簡単にお伺いをしてまいりますが、有事法制の問題について町長にもう一度確認をさせていただきたいのでありますが、考えは考えとしても、先ほど申し上げたように、この非常に地方自治体と国の役割の分担、あるいは有事の際は地方自治体はどんな任務を負うんだという点では非常に不明確であります。あいまいであります。そういう点では明らかにするように言っていただくことと、少なくともこの審議については、先ほども申し上げたように、この急いでやるのではなく、慎重に審議をしていく。それと地方の意見を聞く場をきちんと設けて、地方の意見も十分に聞くということについて、ぜひ働きかけていただきたいということでございます。

それから、超勤の問題については、また長くなりますから簡単にして別な機会にやるようにいたしますけれども、一つ仕事の量の問題があります。その仕事の量があって、そして正規の時間では処理できないために結局残業をするということに普通なるわけです。その中にはいろんな問題があるにせよ。すると、これだけ勤務手当が超勤手当が減らされてくる中で、仕事の量はどうか。仕事の量は逆にふえているのではないかなというふうなことすら考えるわけですが、単純に考えて、それはどういうふうに承知をしておられるのか。

それから、この財政的に浮かすということではなくて、雇用の問題と絡めてとい

う点では今ご答弁をいただきましたけれども、やはり一定の計画をお持ちになってやるとすれば、処理をしていただきたいし、その計画をお示しいただきたいというふうに思うわけであります。

それから、学校図書館に絡んで財政にお伺いをしたいんですが、地方交付税措置の問題であります。これはひもつきではありませんので、国は学校図書館の整備計画を立てて、今年度は650億ですから、前の5カ年ですよ、ふやしていると思うんです。90年代の初めは500億ぐらいではなかったかなと、単年度は80億かそこらではなかったなというふうに思うんですが、83億か。あくまでも町の裁量になりますよね、それをどうするかというのは、その辺でどういうふうな措置をなさっておられるのかという点についてお伺いをしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 再々質問にお答えをさせていただきます。

私からは有事法制について、さらに超過勤務については、さらにまた総務課長から答弁をさせていただきたいと存じます。

今、田宮議員がお話いたしましたとおり、当然地方の声を大事にしていきたい。特に町長といえども厚岸町民の生命と財産を守る責任がございます。いかに防衛が国の責任であろうとも、やはり地域を守るという私の責任もあるわけございまして、そういう意味におきましては、地方の声を大事にしていきたいということは当然のことであり、そのように考えておるわけであります。

今国会も今回で会期切れということでもありますけれども、お話によりますと会期延長ということになりそうでもあります。多分なつたかと思いますが、さらにまた、その中で有事法制が議論されておりますけれども、慎重審査されることを強く望んでやまない次第でございます。

議 長 助役。

助 役 超勤問題のご質問でございますけれども、田宮議員もおっしゃるとおりに、定数と超勤問題というのは関係がございます。私どもこの定数管理を一体どうしていくのかということで、平成5年からいろいろと考えてきたわけでありまして、一つはまずその定数の変遷についてちょっと申し上げさせていただきますと、田宮議員ご理解されておると思いますが、昭和40年代の経済成長時代を背景にして、税収はふえましたから、それに伴って企業も、我々地方公務員組織も、これはもう中



ぶれ現象が今起きているわけです。厚岸の実態を考えたときに、昭和40年代に採用した職員が76人、それから50年代の10年では112人、そして60年代で75人というので、厚岸もほかと同じく中ぶれ現象が起きています。これがこの時点に採用した方が退職されるのは大体平成18年ごろから2けた台で定年者がふえてきます。

そういう問題と、もう一つはその財政上の問題があります。それと少子高齢化の問題もあります。ご承知のとおり厚岸の財政構造は約70から80%は補助分を入れますと国の依存財源であると。これは少なくなるとではどうするんだということになりますと、やはりもう支出を切り詰めるしかないという話になります。企業もご存じのようにデフレ現象で物価は上がりませんから、そうすると何を手をつけるかというやはり最終的には人件費になってくるということで、これは我々公務員組織もやはり同じような現象にあると思うんです。

そういった状況の中で、では厚岸の定数はどうなっているのかといいますと、平成5年から平成13年度の9年間で退職者が116人、それから採用者が122人で6人の増となっています。この内訳を見ますと事務職、これは土木職員も土木技術者職員もそれから水産職員も専門職員も含めてですけれども、47人が退職しておりまして、採用が41人で、6人の減というふうになります。ところが福祉部門、保健婦だとか、保育士だとか、特老の寮父母だとか、病院、これは病院を除かしては特老、福祉部門ですね、これは11人増となっております。病院が2ということで、そういう内訳になっておりまして、事務職の方をいきますと6人は減なんですけれども、実際その土木職員とか、水産技術職員と、そういう専門職が12人入っておりますから、結果的には事務職は18人減となっております。そういうことからいきますとその分はどうなってくるかという、やはりおっしゃるとおり残業とかそういう問題につながっていくと思うんです。

平成10年度が1億何がしの超勤があったというときには、やはりこのときはまだ厚岸町がいろんな事業をここでやってきたんです。これが大きな要因なんです。平成11年度から組織見直しをやりまして、できるだけ業務の平準化ということもねらってやりましたから、そういう面ではいろいろ影響が出ていると思いますけれども、例えば介護保険制度の導入だとか、そういうことからいって事業量の問題、あるいは経営戦略の問題でもって、そうすると超勤がやはりふえていくという問題があると思うんです。

これからやっぱりどうするかといいますと、やはりその定数はやはり減らしていかなければいけない。これはなぜかというときつきいった財政問題もありますが、人口割にしますと、やはりそれは必然的にやっぱり減らしていかなければいけない。それと中ぶれ現象がございますから、平成18年度から2けた台で退職していきますから、それを全部2けた台で退職した分を入れるというわけにはいきませんから、そうするとやはりこの減少傾向になっていくと。

そうすると雇用の場を考えると、やはりできるだけやはりそういった臨時職員を正職員にして対応していくというのかベターなんでしょうけれども、今申し上げたように、そういった現象でなかなかそこへ踏み切っていけないというのがこれからだと思えます。

ではどうすればいいのかといいますと、職員の定数をふやさないで、職員の質的な面を向上させると。いうなれば生産性を高める。生産性を高めるということかといいますと、目標管理をしたり、それからまず責任を明確にさせるとか、それからやはり能力業務中心の形態に変えていくとか、そうしたことをやっていかないと、1人当たりの生産性がやはり高まっていけない。やはりそういう形でこれからそういう管理の仕方をしていかなければ、この財政難の厳しさに対応していけないのではないかなと、そんなふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課 長 それでは、私の方から学校図書整備費につきまして、交付税に関係あるものから、お答えを申し上げたいと存じますが、この学校図書整備費、確かに特定目的として個別に補助金で来るのではなくて、交付税のしかも単位費用の中に包括的に入っております。従来ですと仮に83億とかの話はありましたが、単年としても約100億、100億と仮定いたしましても、今年度が5年で650の単年度の130億となると、交付税の中身といえども、少なくとも30%以上は確実にその一応名目的に算定される分はふえることになるということになります。

ただ、先ほどもご質問者ご存じのとおりでございますが、この交付税そのものというのは地方固有の一般財源でございますので、国に拘束されるひもつきの財源ではございません。基本的には町の裁量で決められる財源でございます。そこで交付税にはそうやって30%以上ふやされて入ってくる、交付税的に拘束はされないけれ

ども、それらの措置状況をどうするのかということになります、いずれにしても平成14年度交付税の算定が7月でございます。7月の算定でも包括的に入っておりますので、はっきり実務的にわかりません。単位費用の交付税の解説というものがおくれてやってきますが、その中でどういう入り方をしているのかということで、分析検討してみないとどの程度入っているのかというのがわからないのが実務的な実態でございます。

それらも一応把握した上で、何より大事なものは、交付税に幾ら入っているかというより以前に、その学校の図書の実態、あるいはそれらの子供たちの需要等々、それらが一番肝心なところでございますので、それらも含めまして、教育委員会とその後の対応については十分に協議してまいりたいと、かように考えております。

議長 以上で、3番田宮議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。3時35分まで。

休憩時刻 15時07分

議長 再開いたします。

再開時刻 15時35分

引き続き一般質問を行います。

6番真里谷議員の一般質問を行います。

6番、真里谷議員。

6番 今回の定例会に際しまして、さきにご通告を申し上げておりました地域活性化のための今後の対策について、さらには急速に進む高齢化社会の今後の対策についての要2点にわたりましてご質問申し上げ、町理事者のご見解を賜りたいと存ずるものでございます。

不況は現在日本列島を覆い尽くし、容易にこの状態を抜け切ることはでき得ない現在、厚岸町においても同様であるわけであります。そのような中で各自治体におかれましても、各種の対策を立ち上げ、必死の努力を尽くされておるわけでございます。各企業も同様であります。そのような中で一番大切なのは、働く人の雇用の確保であります。地元の各会社、各企業においても例年なれば4月早々にすぐに仕事にとりかかるというものが、今年は大分おくらせてようやく仕事に入るという企業も結構多いようでございます。

地方の自治体が何とか仕事を立ち上げて雇用の確保をするなどということなどはまことに難しい問題でございます。このことについては十分承知をいたしておるわ

けでございますが、この点についての対策、考え方をひとつお聞かせをお願いしたいところでございます。

次に、急速に進む高齢化社会の今後の対策でございます。

当厚岸町においても働き手である若年層の人口流失と、出生率の低下が重なって、高齢者人口は現在釧路管内はおろか、全道平均値を上回る状態となっております。13年後には4人に1人が高齢者、さらに約50年後には3人に1人が65歳以上の高齢者人口が形成されるという予測となっているわけでございます。高齢者が要介護にならないための支援対策は今後の重要課題であります。今後どのような対策をお考えになられているか、この点についてをお聞かせをお願いしたいところでございます。

さらに、特老入居者の待機待ちは年々増加の一途をたどり、現在待機待ちの人が70人ぐらいと聞いているわけでございますが、この対応策についてのお考え方をひとつお聞かせをお願いしたいところでございます。

さらに当町での独居老人世帯数は440世帯、すなわち440人ということでございます。今後はどうしても入所系施設サービス事業を急速に立ち上げていく必要に迫られてきておるわけでございますが、この点についてのご所見をお聞かせをいただきまして、私の第1回目の質問とさせていただくところでございます。

以上でございます。

議 長 町長。

町 長 真里谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点であります。地域活性化のための今後の対策について、不況下の現在、地元及び出稼ぎ先での雇用確保が困難となってきた現在、町としてはどのような対策を考えられているのかというご質問でございますが、長期にわたる経済不況や、国の行財政や構造改革の影響による雇用環境は、真里谷議員のおっしゃるとおり、地元企業や出稼ぎ先での雇用環境に大きな影響をもたらしております。地元企業におきましても、リストラと言われる雇用調整を発生させ、通年型の出稼ぎでも、これまでは健康であれば高齢でも働くことができたものが、雇用の解除が早まってきたというケースも起きていますし、製造産業関連では、安い賃金を求めて、早い時期から国外に進出することにより、国内産業の空洞化と言われる状況をつくり出してきたということも、今日の雇用環境に大きく影響していると感じてい

るところでございます。

こうした状況下で地域活性化を課題とする雇用施策としましては、地元産業の活性化による雇用の安定と拡大でありますし、新しい事業の可能性を目指す創業や起業、いわゆる内発型施策の展開にあるということになってまいります。

先ほどの佐藤議員への答弁の中でも、国や道の施策の展開の活用を課題としながらと申し上げたところでございますが、雇用環境を改善し、地域活性化に結びつく施策の展開の受け皿となる組織機構の検討を進めておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、急速に進む高齢社会の今後の対策についてのご質問のうち、高齢者が要介護にならないための支援対策は、今後の重要な課題であるが、どのような対策を考えているか等のご質問でございますが、本年5月末の厚岸町の人口は、1万2,427人であり、このうち65歳以上の方は2,768人であります。いわゆる高齢化率は22.3%になり、5人に1人以上の方が高齢者という状況であります。また2,768人の方のうち、440の方がひとり暮らしでおりますし、また介護保険制度による要介護認定者もいわゆる第1号被保険者の約13%、352人となっております。厚岸町の高齢化率は管内の状況や全道の状況と比較しても、高い数値を示しておりますだけに、高齢者の方々に対する対策は重要な課題であると認識をいたしております。町民の皆さんは高齢になってもなお介護を必要とせず、自立して生活をしていきたいと望んでおられるし、また反面、老後に対する不安を多くの方が抱えておられることも事実でございます。

厚岸町では、平成12年に厚岸町介護予防生活支援事業条例を議会の議決をいただいて同年4月1日から施行しております。この条例の規定に基づきまして、介護を必要とする状態に至る前の予防対策として、もみじスクールを初めとする各種介護予防事業を展開しておりますし、配食サービス事業や外出支援サービス事業等を実施をいたしております。

次に、特老入居者の待機待ちが急速にふえてきているが、今後の対策についてのご質問でございますが、厚岸町は特別養護老人ホーム心和園の入所定員は50人であり、5月1日現在の状況は79人の待機者がおります。この待機者のうち町内に住所を有している方は55人、町外の方は24人であります。これまでの状況を見ますと、入所を希望される方はふえる一方であり、厚生労働省では現行の申し込み順という

考えから、要介護度が重い人など緊急性の高い方から優先して入所できるよう施設運営基準を改める方針を固め、社会保障審議会で議論する考えのようであります。

町では、これらの結論を待って対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、現在厚岸町の入所系施設サービス事業として、グループホーム、生活支援ハウス、デイケアセンター等の設置が急がれていると考えられるがどうかについてのご質問でございますが、前段で申し上げましたとおり、ますます高齢者がふえている状況にあつて、入所系の施設の整備は早急に検討すべき課題であります。ご質問者から提示いただいた施設につきましては、それぞれその特徴や目的がありますし、また補助基準や補助率も異なるものであります。

加えて、入居者自身からいただくご負担の問題も初め、人的配置、施設建設後の維持管理など整理すべき問題点もございます。本年度は平成12年に策定いたしました高齢者保健福祉計画の中間見直しの年であり、また同時に、平成15年度からの介護保険事業計画を策定しなければならない年でもあります。これらの計画を策定していく中で、その緊急度合いや採算性などを勘案し、町民の皆さんからのご意見やご要望をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長  
6 番

6 番、真里谷議員。

今お答えいただいたわけでございますが、不況の中、厚岸の自治体が仕事を起こして雇用の拡大をするなんていう、到底できることではないです。そんなことは十分わかっております。でありますけれども、問題は結局働く雇用の立場から大変なんです。その生活費というのは本当にかかりまして、自分も独居老人の1人でございますけれども、本当にかかります。かかるんだけど、金が入ってこなかったら払えないですね。働く場所がなかったら本当に大変です、これ。ですから、それをしたらば、地方自治体でどうしてできるかと。と申されたらこっちの方は答弁できないですね、答弁というか、そんなことは考えられないことでもありますけれども、そういう中でも、何かできることはやっぱりやっていると。これが地方自治体の責務であるというふうに私は考えるんです。それで国でもこの不況下を乗り切るためにいろんな政策を出しているわけです。

例えば、前回もお伝えしたわけでございますけれども、住宅ローン救済制度、あるいは未払い賃金立てかえ払い制度、それから離職者支援資金創設、それから訓練

延長給付を拡充する、それからトライアル雇用奨励金、このように国の政策としてこの不況下を乗り切るために雇用の保護、守る立場、国でもとっているわけです。

働く人は臨時だから1年でやめさせればいいというものではないです。そんなことないです。ですから国としても資格をとって、そしてそういう技術を身につけなさいと、そういう制度をこの中に織り込んでいるんですよ。ですから、生活というのは1年1年で刻み込まれていくようでありますけれども、そんな単純なものではないですよ。継続して安定した収入がなかったら、子供も学校にやれない。今大学に1人子供をやろうとしたら、一軒の家の建てる分のお金がかかると、そういう時代になっているんです。そういう中で本当に働く人の立場というのは大変なんです。ですから、国の政策は政策としてあるけれども、道の政策もありますよね。けれども、地方自治体としてこういうせつないときに、大それたこれはできなくても、こういうことはできるんだということをやっぱり町民にしてもらい必要があると思うんです。こういういろんな国から出された政策とか道から出された政策というのは、きちんと町民の方々のところに伝わっていないと思うんです。伝わっておりませんよ、100%。国からせつかく出されたそういう救済制度を、僕はそういうふうに思います。ですからもっとPRというものをして、こういう制度がありますよと、どうしても家を建てただけでも金の払いができないというときは申し出をしてくださいとか、あるいは就職、職業安定所のかわりをやれと言っているのではないんです。そういう制度をあっせんしてあげるとか、100%に住民のために一生懸命を手を尽くし真心を尽くしていくのが地方自治体の責務、責任ですよ。

私たちも随分そういう相談を受けます。それでその場合は町のこういう係のところに行って、ご相談をしてみてくださいというふうにお知らせをしております。そしてそういう中で、そういうせつかく政策が国や道で出されても知っておらないなと。それを代行する地方自治体というのは一体何なんだと。私たちはそういう一面では反発を持っております。でありますけれども、自分なりの立場で一生懸命にアドバイスをしたりリードをしたり、いろいろさせていただいているところでございます。

それで、雇用というものは本当に、使う方も使われる方も大変なんです、不況下ですから。国としては職業訓練を受ける人が失業手当の給付日数を超えて手当を受けられる訓練延長給付というものを設定して、45歳以上の中高年離職者を対象に、

長期講座の増設、複数回の受講を可能にして手当の給付日数も最長2年間に延長しているんです。そういう制度があるんです。それによって技術を習得して、そして就職をしないよという制度なんです、きちっと。これは勝手に自分がつくってやっているわけではないんです。そういう制度もあります。それから、トライアル雇用奨励金です。30歳未満の失業者に研修を組み込んだ3カ月間のトライアル試行雇用を実施する。企業には対象1人につき月5万円の奨励金を支給するという制度があるんです。それから離職者の支援資金ですね。雇用保険が適用されない自営業者や一部のパート労働者、求職者、給付期間が切れた失業者世帯などを対象に、上限が月20万円までを貸し付ける。その間の上限の月20万を貸し付ける。これが6カ月期間は無利子だけれども、6カ月期間を過ぎて返す場合は、年利3%の金利がとられますよとありますけれども、こういう制度もありますよということをきちんとうたわれているわけでございます。

ですから、そういうものが私たちはその雇用で就職できない大変だという救済措置が国から、そのほかに僕道から出されているものもあると思うんです。そういう制度をどんどんどんどん教えていただいて、そしてこういう制度があるんだなと、こうだなと、こういう相談のときにはこの窓口に来てくださいとかと、そういうことでやっていかないと、地方自治の責任というのは果たせない。

そしてこの第4期あれですね、厚岸の総合計画、これをずっと見てハードとソフトと両面があるわけでございます。いろんな事業が示されているわけでございますけれども、ハード面では全部予算が伴う、予算が計上されているハード的なものでありまして、あとのソフトにつきましては、これは財源の裏づけはない計画的なものが示されているというふうに両面に分かれて、この第4期厚岸町総合計画というものが策定をされているわけでございます。

この中で、3カ年、3カ年でこれは実施計画で1年ごとにまた再度検討していくというふうになっていくわけでございますけれども、こういう総合計画の中にやはり、そういう不景気時代に対する雇用面の救済というものに対するものをきちんと長期計画の中で打ち出しできないんですか。事業をやるということでは、それは計画の当たり前のことなんです。だけれども、この不況下を乗り切るためには、1年や2年や3年でこの不況が改善されていくわけではないんです。ですから、この長期第4期厚岸町総合計画の中にも、そういう計画を盛り込んで、そういう方々の救



済措置を考える予算措置をつけるべきではないですか。私はそういうふうを考えるんです。ですから、そういうことで地域に密着した厚岸町の総合計画ということでなければならないというふうを考えるわけでございます。

それからね、それからねなんて変な言い方をします。何か申しわけない言い方で、急速に進む高齢化社会の今後の対策ということでございます。

高齢者が要介護にならないための支援対策は、今後の重要課題であるが、どのような対策を考えられているのかと。これは大変な問題なんです。厚岸町立病院に行って、院長さんにこの要介護にならないためにどういうことをしたらいいんですかと聞いたって、返答なんか出てこないですよ。それをこの議会で聞くというこっちの方の心臓の強さというものは自分でも感心しているんです。でありますけれども、そういう中で要介護にならない。これは一番大事なことなんです。介護、私は今現在74歳でありますけれども、けがしたときだけ医者にかかる。あとは売薬もほとんど飲まないです。何も別に気を配って生活しているわけではないんです。でありますけれども、僕はあれというのはやっぱり体を動かすということなんです。前にもお話ししましたがけれども、体に楽をさせない。寝るときはぐっすり寝る。それは日中一生懸命働いて、弱い頭でも一生懸命使って、一生懸命体を使って、寝る前に一杯きゅっとやると、そうするとぐっすり安眠ですね。夢は見ますけれども。そういうのは僕なりに病気にならない一つのあれかなというふうに考えます。そればかりではないですよ。やっぱり親譲りというそういうものもありますし、それからいろんなものがそういうふうに入ってきますから、そんな単純なものではないということはわかりますけれども、要は要介護にならないということは、これは何かないのかということを探究されて、どういう方法がいいのか、どうなのかということを私やっぱり今日の自治体としてもこういう例があるんですよとかという、一つのサンプルとして示す。そういうことも必要ではないかというふうに考えます。勝手な言い方ですけども。

それから、この年々、年々この待機待ちが今町長もおっしゃったけれども、特老の待機待ちが79人です。79人とおっしゃったんです。それでこれは心和園が開設されて21年たっているんです。この開設されたとき入る人がいないんです。いても部屋があいているんだ、21年前はそうだったの。それで埋めるために地方から持ってきたものなんです。真里谷さんもセールスやってくださいよと、セールスやってく

ださいと、部屋があいてますから、50床のベッドが。そういう時代だったんです、21年前は。今は時代とともに70人、80人近い人が待機なんです。だから時代に即応したことをやっていかないとならないと思うんです。21年前はそうだから今はどうなのかというと、今はもう80人近い待機待ち。町立病院の2F、2階これも結局現在9人の待機待ち、9人ですよ。ですから、特老を増設して80床にして、あるいは50床足して100床にしてくださいとそんな簡単なことできるものではないですよ。ですからそれにかわる体制というものをつくっていかなかったら、あの特老に入ったら、あくつたらなかなか入れないんです。そうですね。それから町立病院の2階だってそうですよ。なかなかあかないんだわ。あくということはどういうことかということ、町長さんもおわかりと思うんですけども、それを待ってそしてそれに入っていくという、そういうせつなさ、苦しさですね。それを少しでも救済していく。そういう手当てをするのが地方自治体ではないですか。それが地方自治体の責務ではないですか。ですから、そのためにはどうしたいのかということなんです。

ですから、医療保険適用者23床と療養型病床群19床、両方で42床です。これだと今言ったようになかなかあかない9名の待機者がいると。それから厚岸の高齢者人口数は2,768ですか、22.3%、人口1万2,443人に対する22.3%が65歳以上の高齢者人口、そしてそのうちに1人でお住みになっている世帯65歳以上の世帯数が440、13%となっているとお話なっていましたね、そういうことでどんどんこの状態が多くなっていくわけですから、いつまでも待っても待っても特老はあかない。病院の2Fのこの42床、19床と23床のベッドはあかない。仕方ないんだと、そんなことで済まされるんですか。そんなものではないでしょう。いろんな制度ができるんだ、生活支援ハウスとか、痴呆性対応型共同型生活介護、グループホームというんですね、こういう制度がつかれないわけじゃないですよ、みんな地方自治体やっているんだから。痴呆性ぼけ老人です、そういう人たちは1人で暮らすというのは本当に大変なんです。ですから小規模ですね、大きな規模は要らないんだわ、小規模のそういう人たちが集まって生活できる体制をつくってあげる。そういうほかでやっているんだよ、これ。どんどんどんどんそういう形が強くなっていくんだから。今のこの日本の状態ができたのはそういう高齢者の方の力のおかげで、苦勞されて。今1人か2人か少子、子供を持たないけれども、僕たちも7人も8人も母親が一生懸命育ててくれた。僕たちの小さいときはそうだったんです。1人や2人ではない

んです。7人も8人も必死になって働いて、そして育ててくれた。そのころおっぱいですよ、みんな。そういう必死の中で私は育てられて現在来ているんです。

そういう高齢者の方々に対して、今そういうことできることをやってあげて、そして老後を、豊かでなくてもいいんです、安心立命ですね、安心してその住んで生きていくことができる。そういう体制をつくるのも、これ地方自治体の大きな責務なんです。私そういうこと言い切ることができるんです。

それでいろんな厚岸町もやっぱりさすがすごいです。この厚岸町高齢者福祉計画、厚岸町介護保険計画ですね。健やかな笑顔あふれるきずなを目指してと、これは去年の3月にいただいているんです。素晴らしいですね。よくこれまでいろいろやってくれたなど、ありがたいなど。本当にいろんな短期入所あるいはいろんな福祉用具貸与、購入費支給、住宅改修費、それから僕らが残念なのは、ここに出ているのは痴呆性対応型共同生活介護、グループホーム、ここにちゃんと出ているんです。だけれども、当町にはこの施設はありません。それがありませんというのが悲しいですね。そんなこと言わないで小規模でいいから、一遍に2つも3つも5つもやらなくても、できないです、そんなことは、1つでもいいから、そういう形を示していただきたいなど。その真心をちゃんとあれして、これは大したものなんですだけれどもというふうに思うんです。

ちゃんと確認してわかっているんですね。そういう入れないからつくらないんだという言わないで、できることからやっていけばいいんだわ。それで、そういうことをぐだぐだ言っても始まらないんでございますけれども、2回目を終わらせてもらいます。

議 長

商工観光課長。

商工課長  
課 長

私の方から地域活性化のいわゆる雇用に関する部分でございますが、特に働く場がない方の大変な状況の指摘も含めて今お話がありました。それで、さきの定例会の中でも国の施策として住宅ローンの問題ですとか、未払い賃金の救済の問題ですとかという制度のご指摘がございました。3月に私ども雇用問題の相談窓口を設置をいたしまして、ご指摘のあった分も含めて対応するというお話をさせていただいてきたわけでありまして、現在のところ合わせて10件程度のご相談がございまして、そのうちハローワークの求人情報を提供させていただいている方がお1人という状況であります。なかなかこのだれということをおっしゃることすらためらってい

る状況もございまして、そういう意味では、私どもの相談窓口がもっと果たす役割の方向を見定める中で、いろんな悩みについてお受けをし、役場の中で対応できる分については、関係各課と協議をさせていただく。国の制度を利用させていただく分については、そうしたことも含めて、私どもが役割を果たしていかなければいけないという分については、重々認識をしているつもりであります。なかなかそういったことまで踏み込んでご相談いただけないという部分もございまして、なお相談窓口の存在が一度限りの無線ですとか、広報誌に載せてどうなんだという分も含めて、毎月載せていただけるスペースがあるのかどうかということも含めて、こちらの方も住民の方にこうした窓口を持っているぞというところをご理解をいただけるような対応も考えていきたいというふうに思っております。

それから、今、国それから道の方は、雇用問題について特に経済産業局を中心にしまして、釧路地域の新産業創造創出検討委員会というものが3月に設置がされて、これは先ほども町長の方から佐藤議員の方に答弁をさせていただきましたが、大型スーパーの閉店が続いたということと、それから太平洋炭鉱の閉山という問題も絡めて、釧路根室地域、特に釧路の雇用状況が厳しいということで、経済産業局挙げての施策の展開をしようという組織でありまして、あわせて北海道の方は釧路根室地域雇用機会増大計画というものをつくりまして、この対応に当たろうということで今進んでおります。その中では、今質問者おっしゃるいろんな制度の利活用の問題はもちろんでありますが、特に起業、創業、新たに業を起こすという分も含めて、施策を活用してもらおうというラインで今進んでいるところであります。

そういう意味で、私どもも持っております相談窓口の活用、それから特に事業者のそうしたご相談については、直接的には事業者の窓口になります商工会とも十分連携をさせていただきながら、対応させていただきたいというふうに思っておりますし、最後にお話のありました町の総合計画の中でのいわゆるソフト事業の表現の仕方ではありますが、3カ年の中では雇用の促進という形で多様な雇用の確保でありますとか、就職、就業指導の強化という包括的な表現で書かせていただいておりますが、質問者おっしゃる問題も含めて、この中で記載をしている内容でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 高齢者の方々に対する対策等につきまして、ご答弁をさせていただきたいと思

ます。

最近の全道あるいは管内の状況なんでありませうけれども、これは昨年10月の状況であります、全道の高齢化率が18.6、管内の高齢化率が17.9、厚岸町はこの先ほど質問者が指摘のとおり、この13年10月現在では21.5、全道、管内と比較してもさらに高い高齢化率という状況になってございます。20数年後には4人に1人が高齢者、50年後には3人に1人が高齢者という推計も言われております。

この高齢者の方々、それぞれ今後の生活に大変大きな不安を抱えておられるという状況は承知してございます。さらに、現在厚岸町の入所系の施設は、特別養護老人ホーム、あるいは病院の療養型病床群でございます。これらについても特老では79名の方々が待機をされておられる。療養型病床群の方では9名の方々が待機をされている状況であります。特に厚岸町の特別養護老人ホームの方では、現在28名の方が在宅で待機をされておられるという状況でございます。これらの状況を総合的に見まして、療養施設あるいは特別養護老人ホームという施設に入られる前に、あるいは多少痴呆がわかってきたかなと言われるの方々に対する入所系のサービスとして考えられるのが、ご提言のありましてグループホームでありますとか生活支援ハウス、あるいはケアハウス、軽費老人ホームと言われる施設などがございます。これらはそれぞれ入所される条件が異なるものでございまして、ケアハウスにつきましては60歳以上の方、比較的元気な高齢者が低料金で入所できる。それから生活支援ハウスにつきましては、65歳以上の方で自立と判定されている方。それからグループホームにつきましては、痴呆の症状があるお年寄りということで、それぞれ入所の対象となる方、あるいはその施設の定員でありますとかが異なっております。厚岸町では厚岸町の3カ年計画では、この生活支援ハウスを早期に立ち上げたいということで、平成16年に調査設計をして17年には立ち上げたいという、今のところ現在そのように計画を立てておりますけれども、これだけで十分か、あるいはもっと違う施設、例えば先ほど申し上げましたケアハウスの方がいいのではないか、あるいはグループホームの方がいいのではないか、それから単体ではなくて2つ、3つというようなこともあわせて、今年度この12年度に作成をいたしました高齢者保健福祉計画というものの中間見直しの年度に当たっておりますので、この見直しに当たってそれらのことを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長

6番真里谷議員。

6 番 | ともかく、あれもやれこれもやれと、そんなことを財源の裏づけのない中で、そんなに簡単に、あれもやりますというわけにはいかないのは僕だってよくわかるんです。でありますけれども、小さい規模からやっていくという、やっぱり違った形を見せていくというのが、この介護保険法の高齢者に対する形なんです。

緊急通報システムというシステム、これは本当に大事なあれなんです。1人の高齢者の方が倒れたら、それで終わりなんです。すぐあの世に行ってしまうんです。そのために緊急通報システム、これを当初 173台つくとやったんだ、これ。そしたらこれ見たらそうになっていないんだ。これ現在 142台ついている。これ前のとき質問したときに、これは平成9年3月10日の質問です。少し前ですけども。これ緊急通報システム取り付け、このときも 142なんだ、取り付け可能台数 173台だよと、まだ31台余裕ありますという答弁をもらっているんです。ここにちゃんと書いてある間違いなく。ところがこっらの方を見たら、16年までの目標が 150台だと、たったあと 8台しかプラスアルファできないんです。その随分勝手なことうまいことを言っているんだけど、数値合わないんでないの。うそ言っているのではないんだよ。そのとおりちゃんとこの部分記載しているんだから、そういう答弁もらっているんだわ。わずか2年か3年のうちに何十台も変わるんですか。そしてこういう中できちんとして文字であらわしているんだ。そんな無責任なことってあるかい。住民側からいったら大変な問題だよ、冗談ではないですよ。死ぬか生きるか、そのために緊急通報システムというものが設置されたんではないですか。住民側の立場に立って、福祉を考えてもらいたい。

今介護保険で保険料を取られているんだ。天引きですよ、僕ら年金から、ばんばんと。前は取られなかった。今介護保険法ができたら、ばんばん天引きされる。いや応なしですよ。年金はお前さんはこれしかないよ。これさっ引いて後はこれしかないよと。そういう中で生活していかななくてはだめだ、高齢者の人にとって。それで緊急通報システムに頼っているんですよ。ですから1台の緊急通報システムは、1人の人を殺すか生きるかの境目にあると、そういう大変な問題なんです。

それからもう一つ言います。緊急通報システム、この間こういう問題があったんです。そこのうちの1人で住んでいるおばあちゃんが、グループでどっかへ温泉旅行に行ったんです。そしたら誤作動でもって、だれもいないのに向こうに通じたんですよ。それで施錠していったんだ、みんな、そんなことにならないと思っている

から。ところが向こうに通報が行ったんで、消防が来たんだ、隊員の人たちとかあ  
るいは地域の人、連絡先があります。来て、わあわあ騒いでも入れないんだ、中に  
そして調べたら、いい気なもんです、温泉行って遊びに行っている。いい気なも  
んですと言ったら怒られるかな。そういうものをつくってはいけませんよ。それは僕  
たちも電気屋に何十年もいたからわかるんだわ。ちょっとしたことで鳴るんです。  
ですから機材というのは本当に優秀な、安いからいいというものではないんです。  
そういう良質な機材を使って、優秀なその技術でもって取りつけなかったら、大変  
なことになるんです。

1人の人を生かすか殺すかの大事なことなんです。ちょっとしたミスが大きな問  
題になって新聞紙上をにぎわす。そして責任をとらなければならんという立場。  
何も僕、うそ言っているのではないんだよ。この間あったばかりだから言っている  
んだ。もっと真剣になって町民の側に立って、高齢者の人たちが苦勞して子供を育  
てたんだ。その人を守っていくためのせつかくの緊急システムがきちんと作動して、  
そしてそういう人たちが長生きできる、一日でも長生きできる体制をつくってあげ  
る。それが福祉の根本ではないですか。

議長が、何かもういいんではないかなというような……、それでまだまだいろん  
なことがあるけれども、時間もあれですから、以上で終わります。

議 長  
保健福祉  
課 長

保健福祉課長。

緊急通報システムに関するご質問でございましたが、私が今持っているデータは本  
年3月4日現在の数字でございます。この現在3月4日現在では設置台数が138台、  
設置可能台数が173台、さっ引きいたしまして残り36台まだ設置可能という状況に  
なっております。

これはご質問者をご承知のとおり、条例等でこの設置者、設置対象者というもの  
が規定されておまして、この方々のご相談に応じてその要請に基づいて設置をし  
ているという状況でございます。

この計画を策定した段階では、この緊急通報システム設置の推計というものを立  
てまして150という数値を設定させていただきましたけれども、それよりも現在は  
多い数字が設置可能という、保有台数というふうになってございます。

ただいまご指摘がございました誤報でございますが、実は平成13年度で20件ほど  
の誤作動ということが確認されております。この緊急通報システム平成2年度から

購入されているものでございまして、購入時点からそれぞれ相当年数が経過しているということでございますので、この設備の点検、あるいは新たな設備、それらのことも今後の導入に当たっての検討課題とさせていただきたいと、かように考えてございます。

議 長 以上で、真里谷議員の一般質問を終わります。

次に、11番谷口議員の一般質問を行います。

11番、谷口議員。

1 1 番 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点について町長にお伺いをいたします。

まず、第1点目は障害者福祉サービスについてであります。

障害者の社会参加については、この間一定の前進がありました。しかし、障害者を取り巻く現実状況は依然として厳しいものがあります。このような中で障害者福祉制度がどのようになってきているのか、町内の障害者の実態と施設制度の利用状況について伺うものであります。昨年は国際障害者年から20年目でありました。来年4月からは社会福祉事業法の改正により、措置制度が廃止され、利用契約制度へと移行されていくわけでありますが、その内容と町の取り組み作業はどのようになっているか、お伺いをいたします。

さらに、厚岸町においても数値目標と年次計画を明らかにした障害者計画を策定すべきと考えますが、どのように考えておられるかお伺いをいたします。

2点目は、自衛隊矢臼別演習場における自衛隊、米海兵隊の砲撃訓練についてであります。

先ほどの町長の行政報告にもございましたが、去る5月29日の矢臼別演習場における演習弾の不明事故については、2回目にお伺いしたいと考えております。さらにこの9月には米海兵隊の砲撃訓練が予定されております。4年連続の訓練が行われた後、昨年は訓練が行なわれず、今年9月に海兵隊の砲撃訓練が予定されております。私は今年3月に矢臼別演習場を視察する機会がありました。そこで演習場内の施設強化が一段と進んでいることがわかりましたが、これは基地の強化、訓練の固定化につながっていくのではないかと、砲撃訓練にどう対応されていくのかお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

議 長 町長。



町 長

谷口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、障害者福祉サービスについてのお尋ねのうち、1点目の現在障害者福祉制度はどのようになっているのかという町内対象者の利用状況はどうなっているのかとのお尋ねでございますが、私は障害を持った方々たちが可能な限り障害を持たない人と同様の生活を送りたいと願っており、また現在は障害を持っていないが、自分自身も障害者になり得るという立場にあるという認識を持ち、ともに豊かな生活を享受できるように努めていかなければならないと考えております。町の制度としては、さまざまな相談に応じ、障害者ホームヘルプサービス、補装具の交付、または修理、日常生活用具の給付等を行っております。

現在、厚岸町には身体障害者手帳を交付されている方が597名、精神障害者保健福祉手帳の交付されている方が11名、療育手帳の交付されている方が66名で、厚岸町においては残念ながら入所施設はありませんが、6月1日現在で厚岸町に住所を有する身体障害者施設入所者は6人であります。また、昨年度のホームヘルプサービスは67人、1,511時間の利用があり、補装具は194件給付、日常生活用具の給付は28件ございました。

次に、2点目の2003年度からそれまでの措置制度が廃止され、利用契約制度に移行されるが、その内容と町の作業はどのようになっているかのご質問でございますか、平成12年6月に社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われたところであります。

この改革の一つとして、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでは行政がサービスの受け手を特定し、サービスの内容を決定するという措置制度から新たな利用の仕組みとして、支援費制度に平成15年から移行することとなりました。この新たな制度においては、障害者の自己決定を尊重し、サービスを提供する事業者と対等な関係に基づき、障害者みずからがサービスを選択し、契約によってサービスを利用する仕組みであるとされております。これによって事業者は行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として利用者の選択に十分こたえられることができるよう、サービスの質の向上を図ることが求められることとなります。

現在までのところ、この制度の移行に伴います事務移譲の説明が行われておらず、

今月下旬に札幌におきまして支援費支給決定事務説明会が開催されることとなり、今後この種の説明会は事業者に対しても行われる予定であると承知をいたしております。これらの情報を的確に把握し、必要な体制の整備や必要な例規の整備をあわせまして、町民の皆さんへの周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の障害者計画の策定の見通しについてのお尋ねであります。厚岸町における障害者福祉計画は、平成10年度から平成16年度を計画期間として、平成10年度に策定済みであります。厚岸町は各種項目について数値目標を持っており、毎年度この目標値に対する進捗状況をチェックし、関係する会議等で公表を行い、施策展開の目標としているところであります。

次に、5月29日矢臼別演習場で発生した演習弾不明事故の原因と町の対応についてのご質問でございますが、さきの行政報告で一連の状況の説明を申し上げたとおりであります。

事故の原因については、5月29日札幌北部方面総監部において、事故調査委員会を発足させ、現在原因究明を行っている最中であり、わかり次第町に報告をいただくことになっております。

私は、今回の演習弾不明事故に関して、事の重大さを認識し、5月30日上京中の日程をとりやめ、朝一番の飛行機で帰庁し、経過の報告を受け、状況の把握と対応を行い、さらに6月1日には矢臼別演習場に出向き、現地確認と直接訓練を実施した部隊からの説明を求めた次第であります。

町といたしましては、矢臼別演習場別海駐屯長を通じて、事故の再発防止と原因究明、さらには情報の公開を強く申し入れております。

なお、事故原因究明までは、事故を起こした新・多連装ロケット弾システムの砲撃訓練は行わないこととなっておりますので、申し添えておきます。

次に、今年9月の米海兵隊の砲撃訓練の対応、矢臼別演習場の新たな施設が基地の強化と米海兵隊の砲撃訓練の固定化につながるのではないかとのご質問でございますが、平成14年度の米海兵隊の砲撃訓練の内容及び時期については、現在まだ示されていない状態ですので、具体的な対応のコメントができないのが実態であります。過去の米海兵隊砲撃訓練をもとに、町民の安全と財産を守ることを基本に、その対応を行っていきたいと考えます。

矢臼別演習場における新たな施設についてのご質問ですが、米海兵隊の受け入れ

演習地として、防衛庁の予算の中でこれら対応する衣食住等を賄う施設整備や、多連装ロケットシステムの着弾地等の整備が行われておりますが、あくまで米海兵隊砲撃訓練分散実施のために行われていること及び陸上自衛隊訓練の技術革新進展とともに時代に即応した取り組みであると理解しており、米海兵隊の矢臼別演習場砲撃訓練は、移転の際に回答のあった全国5カ所の持ち回りで実施されるものであると考えております。

以上でございます。

議長　　ここであらかじめ時間の延長をいたしたいと思えます。  
本日の会議時間は谷口議員の一般質問が終わるまでとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長　　それでは、本日の会議時間は谷口議員の一般質問が終わるまでということに決しました。

議長　　それでは、11番谷口議員。  
11番　　ただいま町長からお答えをいただいたんですが、問題はこの来年から新しく制度が支援費制度に変わっていくということで、その対応がどうなっていくのかということなんです。それで初めにも言ったんですが、今の制度でもやはり十分でないところに、今度は支援費制度になっていくと、国の方での説明はいろんな利用者が選択をする幅が広がってくるだとか、それから直接本人がいろんな施設等と契約をするということになって、本人の選択権が広がってよくなるんじゃないかというような説明を今までずっとしてきているんですけども、実態はそうなのかなということだと思えます。

それで先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、厚岸町内には障害者の施設というのは一つもないわけです。利用したくても入所できるような施設は一つもない。厚生施設もなければ、養護施設もなければ、授産施設もないということですね。そういうことで、その障害者の人たちが本当に気軽に利用できるような体制になっていくのかどうなのかという点では非常に心配をする。あるいは措置制度が支援費制度になると、契約制度になるということによって、心配しているのは入所を

拒否されないかと、そういう心配もされる人がたくさんいるんです。そうすると重度の障害者が行き場を失ってしまうということになると思います。そういう点では町としてはどういうふうに対応していくのか。そういう人たちに対する対応が大事だと思うんです。そういう点で、やはり今回この新しい制度に移行するに当たっては、きちんとした基盤整備がなされていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですが、これらについては今後町独自ではできる問題ではありませんし、こういう施設が今後どのように整備されていくのか、それから不足している施設はどのような施設なのか。これらについての実態をやはりきちんと把握をさせていただかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですが、その点ではどうなっていくのか。

それから、今回のこの制度が支援費制度にあるいは契約制度に変わっていくわけですが、今回の制度で変わるものと変わらないものがありますね。変わらないものがその何なのか、そして特に今お年寄りの障害者の人たちが特に要望されているのは何なのかというあたりも、やはりつかんでいかなければならないのではないのかなというふうに思うんです。そういう点で今回、この支援費制度で変わっていくものと、変わっていかないものの中に、やはりこの日常使うもの、こういうものは今回のこの支援費制度からは外れていますね。そういう中で例えば補装具だとか、それから日常生活の給付事業、これらについては今回の事業から外れていくと。そして補装具の中で、特に人工肛門だとか、人工膀胱を設置しているこういう人たちが大変な自己負担をしなければならない。こういうものについては今回は見送られているわけです。そういうことに対してもやはり、今どのくらいの負担をこれらの方々がされているのか、実態をきちんとつかんでいただきたいと思うんですが、その点ではどうなのか。

それから、今障害者計画について、もう10年度に策定されているという説明があったんですが、今回の制度の変更に伴うやはり厚岸町としてきちんとした見直しをしていただきたいと思うんですが、これらについてはどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

矢臼別演習場の砲撃訓練についてでありますけれども、先ほど行政報告がなされておりましたから、私たちはこの問題でやはり住民に大きな不安を与えるということに対しては、きちんとした対応をしていただかなければ困るのではないのかなと

いうふうに思うんです。今回たまたま演習場内で発見されたということなんです、これはどこに飛んでいくかわからないようなものではやはり困ると思うんです。ですから原因究明については、やはりきちんとしていただきたいし、その情報もきちんと報告をしていただくということが非常に大事ではないのかなというふうに思うんです。そういう非常に住民がそういうことが起こって不安に思っている中で、その後は今度は物すごい砲撃が連日続くと、そういうことなんです、砲撃訓練はやはり地域の住民に不安を与えてはならないし、それから地域の産業にもその影響があってはならないのではないのかというふうに思うんですが、先ほど町長がおっしゃっておられました、行政報告でおっしゃっていた 205ミリのりゅう弾砲の訓練では、かなり搾乳時間こういうものに食い込む訓練が行われたように思われるんですが、搾乳時間、こういうものは砲撃訓練から外すことになっていると思うんですが、これがきちんと守られているのかどうなのか。そういう苦情は町に寄せられていないのかどうなのか、これについてももう一度お伺いをしたいというふうに考えます。

それから、この海兵隊の訓練が行われるということで、4回行われて、たまたま私3月に演習場を視察する機会がありました。その際、新たにわかったことが、今までの自衛隊の人は弾着地と言っておりますけれども、その手前に子爆弾が落ちる場所というところがきちんと地図で示されておりましたが、これは結果的にはあのアフガンでしっかり有名になったクラスター爆弾の射撃訓練をするそういう施設があつた演習場内にできたということ、それからその海兵隊が来るということで、自衛隊の演習場内にはそのトイレがあるんですけども、いわゆるトイレは普通の旧式のトイレしかないのに、この間行ってみましたら60人分の水洗トイレができています。まだ1回も使われていないので、まだ寒い時期でしたから、わざわざそれが故障しては困るので、不凍液を入れて維持管理をしていると。それから 180人分の食堂ができています。それから男性33人、女性6人分のシャワー室、70人の人が入れる宿舎ができていますという状況になっています。

ところが、これは自衛隊が使用できないんですかと聞いてみたら、できるんですけども、ということなんです、一向に使う気配がないんです。要するにすべてこれは海兵隊の施設であるということだと思います。

そういうことで、何かあの矢臼別演習場がどんどんアメリカ軍海兵隊のために基地強化が進んでしまつてはやはり困るのではないのかなというふうに考えるんですが、

これらについて町長はどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

議 長

保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

ご質問いただきました支援費制度、それからこの障害者福祉計画に関連する点についてお答えを申し上げたいと思いますが、町長からご答弁申し上げましたとおり、来年度からは今までが措置制度と言われることで、行政側がサービスの受け手を特定をして、そのサービスの内容を決定していたという制度から、支援費制度といたしまして、障害者みずからがサービスを選択をして、サービスを提供する事業者との間の契約によってサービスを利用するという制度に変わるということでございます。

一般的には本人の選択権、選択幅が広がって便利になる、あるいは利用しやすくなると言われておりますけれども、残念ながら私自身の考えは、それはサービスを提供する事業者がたくさんある都市部にとっては今言ったことがそのとおりになるというふうに思われますけれども、私たちが住んでいる厚岸町ではそのサービスを提供するという事業者はごく限られた団体あるいは業者あるいは医療機関というところになってくるということで、いささかの疑念を抱いているというのが正直な実感でございます。

しかし、法律の改正に伴いまして、これらが移行するということでございますので、町といたしましてはその状況把握というものをきちんと的確にとらえたいというふうに現在のところ考えております。

これら支援費制度に移行することによってでありますけれども、この支援費の支給の申請については、これは利用者から町村が受けるわけございまして、これらの時点でいろいろな相談というものは、これまで行ってきたようにお受けをして、施設サービスに当たる業者等の仲介役を果たすことによって、その責任を全うしていかなければならないというふうに考えております。

ただし、ご質問者のご指摘のとおり、事業者とご本人との契約によるものであるというのが大原則になってまいりますので、行政が行政指導あるいは相談事項の介入というのがどこまで認められるのかということも、これからきちんと把握をしていきたいというふうに考えております。現在のところ説明会がまだこの6月下旬予定されているという状況でありますので、その説明会でもそれらのことを確かめたいというふうに考えております。

変わるものと変わらないものというご質問でありましたけれども、変わらないものについては、これまでの日常生活用具の用具ですとか補装具の給付関係、これらについてはご指摘のとおり変わらないだろうというふうに認識をしております。その支援費支給制度の対象となるサービスでありますけれども、関係する法令が3つほどございまして、身体障害者福祉法関係、あるいは知的障害者福祉法関係、それから3つ目といたしまして児童福祉法の関係、それぞれ身体障害者につきましては施設サービス、在宅サービス、それから知的障害者に関しましても施設サービス、在宅サービス、児童福祉法に関して在宅サービスということで、17ほどの事務事業あるいは施設のサービスというものが、この支援費へ移行することによってかわってくるものであるというふうに、今のところ認識をしておりますけれども、残念ながらその詳細の内容については、まだ知るに至っていないというのが現状でございます。

この身体障害者福祉計画でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり10年に計画をいたしまして、16年度に目標を置いて、それぞれ目標に対する進捗状況というものを把握してきてございますけれども、この計画策定時点ではご指摘のとおり、この制度改正というものを頭に実は入れていないというのが実態でございます。計画年度あと14、15、16というふうにほぼ半分ほど来ておりますけれども、その計画の見直しに関しましては、支援費制度の説明会で内容等をきちんと把握した上で検討をしてみたいというふうに考えてございます。

議 長

総務課長。

総務課長

私の方から矢臼別の不明弾の関係、さらには先般夜間訓練の関係も含めてご答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずもってこの不明弾が発生したということに対しまして、住民に不安を与えたということに対しまして、非常に残念に思っております。

なお、原因究明につきましては町長からも答弁申し上げましたけれども、原因究明を今メーカーさらには自衛隊の委員会でやってございますので、その内容についてはきちんと町の方に報告するという事になってございますので、わかり次第そういうことについては状況を説明申し上げたいというふうに思っております。

それと、6月4日以降の訓練の中で、特に6月5日にこれは夜間の訓練が初めて行われました。搾乳時間等の時間がきちんと守られているのかということも含めて、

今ご質問受けたわけでございますけれども、私どもこの6月5日夜間行われた訓練、8時30分から実は21時18分まで、これは断続的に休憩もございまして、訓練が行われたというふうに我々もこの衝撃音を含めて住民から苦情がありましたので、確認をいたしました。

その中で、8時30分から16時12分で一応訓練を中止いたしまして、その後19時06分から21時18分まで、搾乳時間を除いて訓練を行われましたという報告を私どもで受けております。ですから、この搾乳時間については守られた今回の夜間なんですけれども、守られているというふうに私ども判断しております。

ただ、この訓練6月4日から155ミリ、自走りゅう弾砲、さらに6月4日から03ミリの自走りゅう弾砲、それと6月5日に夜間の訓練に対して町民から3件の苦情が寄せられたわけでございますけれども、120ミリ迫撃砲というこの3つの訓練がこの6月5日に重なっております。そういう意味でこの衝撃音を含めて苦情が3件ありました。

さらに6月6日でございますけれども、これも朝の8時半から22時までという事前の演習の通告を受けているわけでございますけれども、朝の訓練の段階で実はこれも門静、太田南、太田の方から3件ございまして、特にこの日は太田農協の総会がございまして、太田農協の総会の前にそういう昨日の訓練、けさ方の訓練のことを申し入れを受けております。

いずれにいたしましてもこの訓練、非常に音が風向きもしくは雲の状況によって響き方が違うかと思っておりますけれども、このことにつきまして即自衛隊の別海駐屯地の方にこういうことがあったということを苦情が町民からあつて寄せられている、そういうことを含めて要請をしております。

それと、クラスター弾の関係でございますけれども、これにつきましては赤旗等でこう出てございましたけれども、縦500メートル、横300メートルのその着弾場所を既につくっております。これにつきましては砂利を敷いただけというふうに聞いてございますけれども、いずれにしてもクラスター弾にもいろいろ種類がございまして、ここで想定している訓練は、ここで言う多連装式のロケット弾から子弾が出てくるわけでございますけれども、それを上空で子弾を爆発というか、離れていく際に、大きく言うと600個なり700個落ちる弾があるようでございますけれども、自衛隊で想定しているのは3発から10発程度というふうな子弾の訓練、その子弾の



中には実弾を使用しない中で一応やるというふうに聞いてございます。

いずれにいたしましても、これら新しいそういう兵器というんですが、その訓練であるというふうに認識しておりますけれども、その中で行われる予定になっているようでございます。

それと今谷口議員おっしゃいましたとおり、新しい施設として平成9年度から平成13年度に向けてそういう厨房を含めておふろ、食堂、それとトイレ、これらについての整備が既に行われているという情報をいただいております。さらに待機施設というんですか、寝泊まりをする施設につきましても、この8月一ぱいで完成をするという情報をいただいておりますけれども、今おっしゃいましたとおり、食堂、シャワー、宿舎を含めて、その米海兵隊の受け入れ施設としてのこの施設整備が行われているものというふうに私ども考えているところでございますけれども、基本的にはこの使用について、具体的な内容について私どもの方に報告があったわけではございません。

議 長 11番、谷口議員。

1 1 番 この障害者の制度の問題なんですが、結果的にその制度が発足するに当たって、やはり私たちは万全なものを求めたいと思うんです。それで結果的に発足したけれども、先ほど課長がおっしゃっていたと思うんですが、対等で契約できるからいいんじゃないかと。ところが、この近辺にはそういう施設がないんですよ。そうすると利用者は何とかその施設を北海道じゅう探し回らなければならないというのが現実なわけです。そういうことできちんとそういう施設が整備される。こういうことを町長を先頭にして、やはり国に強く働きかけをしていただきたいと思いますと思うんですが、その点ではいかがでしょうか。絵にかいたもちにならないんですけれども、腐ったもちになってしまっただけでは困ると思うんですが、これについてはどのように考えているかお伺いをいたします。

それと矢臼別の問題ですけれども、やはり住民に負担を与えない、それから住民生活に影響を与えないということが、やはり非常に大事なことではないのかなと、実際に私のところに言ってきているのは、搾乳時間として訓練をしないと決めているにもかかわらず、やっているのではないのかなというふうに言ってきているわけです。それとやはり農作業がどんどん、これから忙しくなっていくわけです。そうすると当然、搾乳時間も変わってくると。その当たりもやはり以前に決めた状況と

はやはり今変わってきているのではないか。規模も一層大きくなっていますし、農家の方も。そういう点では搾乳時間にも相当な時間を要するようになってきているのではないのかなというふうに思うんですが、それについてきちんと対応していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 それでは、再々質問にお答えをまずさせていただきたいと思います。

まず、支援費の制度の件でございますが、その利便といいますのは、与えられる福祉から障害者みずからが望む、生き方に応じて選べる福祉ということに相なるかと思うわけであります。新制度が障害者の自立した生活に役立つようサービスの技術などの努力が求められておると思うわけございまして、特に新制度では支給決定を担う市町村の責任は極めて重い、そのように考えております。今ご指摘がございましたとおり、国についても強く要請をし、また、サービスの既存の内容に町としても最大の努力をさせていただきたい、かように考えておる次第でございます。

次に、矢臼別関係でございますが、私どもといたしまして、別海演習場における射撃に関する協定というものが守られていると思いますし、また、これからも厳密に守っていかねければならない。そのように考えておりますが、しかしながら住民に不安を与えるような訓練であってはならないわけでございます。さらにはまた、情報開示ということも極めて大事なことでございます。そういう意味におきまして、さきに答弁をさせていただきましたけれども、さらに関係者に強くたゞいものことについても要請をしまいたい、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻 17時10分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年6月19日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員